

郡山保健所災害対応マニュアル

平成25年3月

奈良県郡山保健所

目 次

I	マニュアルの趣旨及び目的	1
II	奈良県災害対策本部体制の組織及び動員等（大規模地震発生時を含む）	2
III	郡山保健所の組織編成及び事務分掌	6
IV	災害発生時の対応理念及び活動手順	7
V	災害発生時のBCP業務整理表	8
1	総務医療関係	9
2	食品衛生関係	10
3	生活衛生関係	11
4	獣疫衛生関係	12
5	母子・健康推進関係	13
6	感染症関係	14
7	精神保健関係	15
8	難病関係	16
VI	災害発生時の係別対応業務	17
1	総務医療係	18
2	食品衛生係	22
3	獣疫生活衛生係	25
4	母子・健康推進係	29
5	感染症係	33
6	精神保健難病係	37
VII	災害発生時の業務様式	42
1	総務医療関係	43
2	食品衛生関係	52
3	生活衛生関係	60
4	獣疫衛生関係	64
5	健康推進関係	67
6	母子関係	73
7	歯科関係	74
8	栄養関係	77
9	感染症関係	82
10	精神保健関係	85
11	難病関係	88
VIII	参 考	89
	奈良県災害対策系統図	90
	奈良県難病相談支援センターの対応業務	91

I マニュアル策定の趣旨及び目的

阪神大震災、東日本大震災及び紀伊半島大水害等の自然災害が発生した際に、奈良県地域防災計画 基本計画〔平成20年度修正版〕に基づき、業務を直接担当する各課係員が迅速かつ適切な保健活動を行うことができるように、災害発生直後から復興が具体的に進む時期までの具体的な業務について記載したマニュアルを策定する。

本マニュアルは、災害発生時保健所機能が概ね正常である状態において活用するために策定する。ただし、被害が甚大で災害発生当初保健所機能が麻痺している場合であって保健活動が不可能な場合、後に保健所機能が回復した段階においても本マニュアルを活用する。

本マニュアルは、災害発生時の保健活動（応援派遣を含む）が経験ない職員も平常時より活動内容を把握し、想定（イメージ）しておく。

本マニュアルは、郡山保健所における平成25年3月時点での取り扱いであり、今後は大規模災害発生時の対応及び応援派遣の経験等も踏まえ、改訂の必要が生じた場合、実効性のあるものとして随時見直しを行う。

Ⅱ 奈良県災害対策本部体制の組織及び動員等

本県において、災害対策本部は以下のとおり組織され、災害の規模に応じて動員の区分及び規模が規定されている。

なお、大規模地震発生時における本部設置基準と動員体制については、別途規定されている。

1 組織

奈良県災害対策本部の組織は「奈良県防災会議等の組織及び運営に関する条例」及び次に定めるところによる。

(1) 組織

災害対策本部に部及び班を設ける。

また、本部が設置されたときは、総務情報班を県庁内会議室に設ける。

(2) 本部会議

災害に対する総合対策その他必要な事項を協議するため、本部に本部会議を置く。

本部会議は、本部長、副本部長、危機管理監及び各部の部長をもって構成する。なお、本部員が出席できないときは、副部長または総務班長等が代理出席する。

(3) 連絡員及び連絡事項

連絡員は、本部会議の決定事項について各部及び各班の連絡調整を図り、災害対策実施の円滑な処理に当たる。

2 分担事務

災害対策本部に本部長、副本部長、危機管理監、部長、副部長及び班長を置く。

本部長は、特に必要があると認めるときは防災会議を構成する機関の長に対し、当該機関の職員が災害対策本部に協力するよう求めることができる。

副本部長は、本部長を補佐する。

危機管理監は、本部長及び副本部長を補佐する。

部長は、本部長の命を受け、部の事務を掌理し、所属班長を指揮監督する。

副部長は、上司の命を受け、その事務に従事する。

班長は、上司の命を受け、その事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

本部長に事故ある場合は、次の順によりその職務を代理する。

(1) 副知事（防災担当）

(2) 副知事（その他担当）

(3) 危機管理監

(4) 総務部長

(5) 健康福祉部長

3 設置の基準

知事は、次のいずれかに該当する場合で、必要と認めたときに災害対策本部を設置する。

- (1) 県内に気象業務法に基づく暴風、大雨または洪水その他の警報が発令されたとき。
- (2) 県内に大規模な火災、爆発等が発生し、又は発生する恐れが生じた場合において、本部を設置してその対策を必要とするとき。
- (3) 県内に気象業務法に基づく強風、大雨または洪水その他の注意報が発令され、本部を設置してその対策を必要とするとき。

4 動員の区分

動員区分	A 動員	B 動員	C 動員
風水害の場合	災害の規模に応じて、動員規模を決定		
動員規模	本庁 約 320人 出先 約1,280人 (全職員の約1/5 約1,600人体制) +警察部約2,700人 総計 約4,300人	本庁 約 540人 出先 約2,160人 (全職員の約1/3 約2,700人体制) +警察部約2,700人 総計 約5,400人	本庁 約1,620人 出先 約6,480人 (全職員 約8,100人体制) +警察部約2,700人 総計 約10,800人

5 解散の基準

- (1) 災害対策を一応終了したとき
- (2) 災害発生の恐れがなくなり解散を適当と認めたとき

大規模地震発生時の災害対策本部設置基準と動員体制

1 設置基準

地震の場合、災害対策本部を震度5強以上で自動設置とする。

但し、震度5弱以下の地震の場合にも、状況に応じて災害対策本部を設置することがある。

2 動員体制

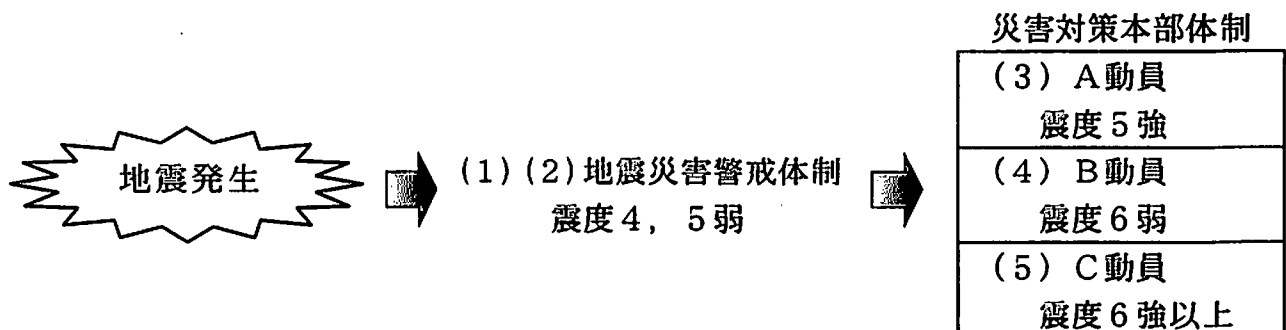
震度階級に応じ、自動参集

- (1) 震度4 **地震災害警戒体制** 原則として危機管理3課による5人体制
- (2) 震度5弱 **地震災害警戒体制** 本庁関係課室、水道局、教育委員会、
県警による46人体制
土木部…土木部参集体制により参集

災害対策本部体制

- (3) 震度5強 **A動員** 出先機関を含め全職員の約1/5 約1,600人体制
警察部 約2,700人 総計 約4,300人
- (4) 震度6弱 **B動員** 出先機関を含め全職員の約1/3 約2,700人体制
警察部 約2,700人 総計 約5,400人
- (5) 震度6強以上 **C動員** 出先機関を含め全職員 約8,100人体制
警察部 約2,700人 総計 約10,800人

動員体制のイメージ図



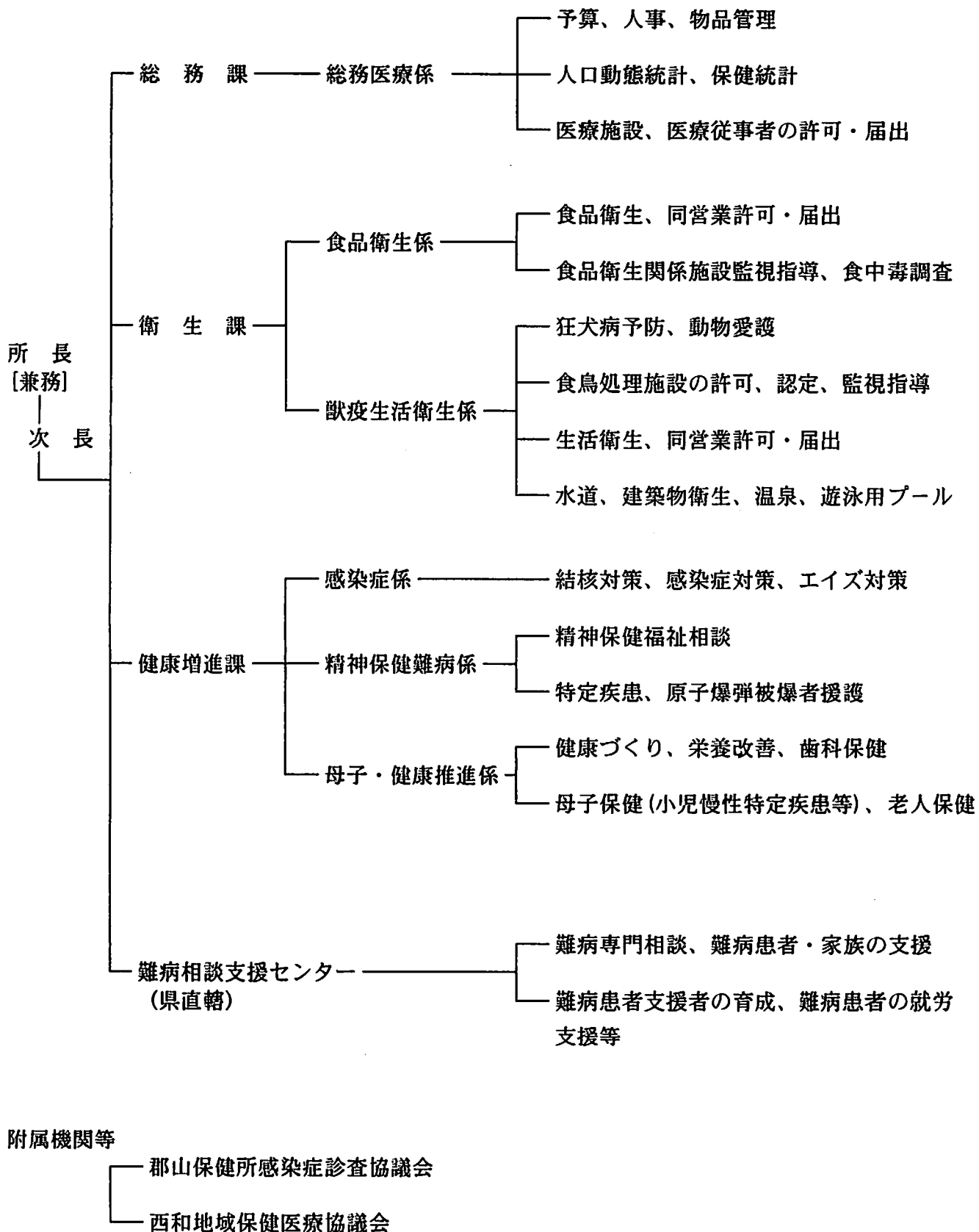
参考 過去の地震の例

- (1) 11年3月11日東日本大震災：観測震度7（宮城県栗原市）
死者15,856人、行方不明者3,070人（12年4月11日現在）
- (2) 08年6月14日岩手・宮城内陸地震：観測震度6強（岩手県奥州市他）
死者13人、負傷者451人、全壊30棟、半壊143棟
- (3) 07年7月16日新潟県中越沖地震：観測震度6強（新潟県長岡市他）
死者15人、負傷者2,316人、全壊1,320棟、半壊5,658棟

職員は、勤務時間内外を問わず、県内で震度5強以上の地震発生を感じた場合、または知った場合、本部員、各課（室）長、連絡員、本部事務局要員（総務部・地域振興部職員）は災害対策本部に、その他部局の職員は各部局が予め指定する公署（原則は勤務公署、土木部等従前から独自の参集についての計画を持っている部局は各部局毎の参集公署）へ、それぞれ震度階級に応じて参集する。

但し、震度6強以上で道路途絶等により、災害対策本部や予め指定した公署に参集できない場合は、自宅から最寄りの公署へ参集する。

Ⅲ 郡山保健所の組織編成及び事務分掌



IV 災害発生時の対応理念及び対応手順

災害発生時には、保健所職員として自覚を持ち、地域住民の生命を守り健康を確保するために健康危機管理の要の機関として対応する必要がある。

対 応 理 念

- 正確な情報を収集する。
電話、FAX、インターネット等が不通になる場合があることから、可能な限り現地派遣も視野に入れて対応する。
- 人の生命を守ることを最優先に行動する。
「どんな健康被害がどこに、どれだけいるのか？ どんな医療がどれだけ必要としているのか？」の情報を基に迅速かつ的確に対応する。
- 職員各自は、安否及び所在地について逐次相互に情報を交換する。又、保健所への連絡を密に行う。
- 職員各自は、二次災害の被害を回避するために自ら慎重に判断し行動する。
- 被災者のプライバシーや人権に配慮し対応する。

対 応 手 順

- 災害発生時BCP業務整理表に基づく対応
通常業務と災害発生時応急業務（新規業務）に分類した各業務について、後者業務を最優先とし、3日以内（急性期）、1週間以内（亜急性期）、1か月以内（慢性期）、1か月以降（回復期）の時系列により順次手際よく活動を行う。ただし、災害の規模により各時期の活動内容をスライドさせることもある。
- 急性期（3日以内）の対応
対応可能な人員が少ない中で、短時間に膨大な業務をこなす必要があることから、あらかじめ業務内容を把握したうえで、別添様式を活用し迅速に業務を進める。
- 災害発生時応急業務（新規業務）の対応
新たに発生する「災害発生時応急業務」を区分し、各業務の優先度合を見極めながら迅速かつ的確に活動を行う。
- 通常業務の対応
優先区分B、Cにより縮小及び中止を余儀なくされる業務にあつては、必要に応じて縮小及び中止の理由について真摯に説明を行う等、細心の注意を払う。

V 災害発生時のBCP業務整理表

災害発生時BCP業務整理表

【 総務課 総務医療係 】

	業務名	優先区分	急性期			亜急性期	慢性期		回復期
			～24時間	～48時間	～3日	～1週間	～2週間	～1か月	1か月～
通常業務	1 病院・診療所の開設及び変更の許可、届出に関する事	B					○		
	2 診療所(産科診療所含む)の届出に関する事	B					○		
	3 医師・看護師等の免許申請受付に関する事	B					○		
	4 支出負担行為に関する事	B					○		
	5 衛生検査所の登録及び届出に関する事	B						○	
	6 歯科技工所の届出に関する事	B						○	
	7 救急告示医療機関に関する事	B						○	
	8 病院・診療所の立入検査に関する事	C							○
	9 所内の文書事務に関する事	C							○
	10 予算執行計画、決算の作成、提出に関する事	C							○
	11 財産・物品に関する事	C							○
	12 各種会議に関する事	C							○
	13 所内の連絡調整に関する事	C							○
	14 各種調査・回答等に関する事	C							○
	15 監査等に関する事	C							○
	16 医師臨床研修等に関する事	C							○
	17 各種統計調査の実施	C							○
	18 保健所事業概況等の作成	C							○
	19 保健所長会等に関する事	C							○
	20 各種統計データ等の収集、整理	C							○
	21 三師会との連絡調整及び会議の開催	C							○
	22 予算・決算等経理事務	C							○
	23 予算に関する事	C							○
	24 庶務に関する事	C							○
災害発生時 （新規業務） 応急業務	1 庁舎等の被災状況に関する事	*	○						
	2 職員の集散状況・安否の確認に関する事	*	○						
	3 管内の被災状況の把握および地域災害医療対策に関する事	*		○					
	4 医療機関等の被災状況の確認および患者受入の可否確認に関する事	*		○					
	5 管内避難所・救護所の開設状況に関する事	*			○				
	6 県内各保健所の被災状況把握	*			○				
	7 ボランティアの受入および派遣計画の状況把握	*				○			
	8 関係団体(医師会・歯科医師会・薬剤師会)の状況把握	*				○			

※優先区分 A：継続業務・・・災害発生後においても、業務を中断することで、県民生活や社会機能維持に重大な影響が生じるため組織させなければならない業務
 B：縮小業務・・・災害発生後に、業務を休止・延期できないが縮小できる業務、若しくは、現行では中断することは不可能だが、今後、その事業の実施内容を工夫することなどにより、中断することが可能となる業務
 C：休止業務・・・災害発生時には、業務を中断しても市民生活や社会機能維持に与える影響が少ないなど中断してもとりわけ差し支えないと思われ、延期や休止ができる業務

災害発生時BCP業務整理表

【 衛生課 食品衛生係 】

	業務名	優先区分	急性期			亜急性期	慢性期		回復期
			～24時間	～48時間	～3日	～1週間	～2週間	～1か月	1か月～
通常業務	1 食中毒に関すること	A	○						
	2 健康被害の発生及びその恐れがあると思われる苦情に関すること	A	○						
	3 不良食品に関すること（健康被害発生時のみ）	A	○						
	4 食品衛生監視指導に関すること（応急業務1以外）	B					○		
	5 許認可事務に関すること	B					○		
	6 行政処分に関すること	B					○		
	7 苦情処理に関すること（上記以外）	B					○		
	8 証明願いに関すること	B					○		
	9 情報公開請求及び情報提供に関すること	B					○		
	10 食品収去検査及びモニタリング検査に関すること	C							○
	11 食品営業施設の一斉監視指導に関すること	C							○
	12 街頭及び広報車による啓発に関すること（応急業務2以外）	C							○
	13 食品衛生情報システム及び電算処理に関すること	C							○
	14 調理師及び製菓衛生師試験に関すること	C							○
	15 調理師及び製菓衛生師免許事務に関すること	C							○
	16 食品衛生関係統計処理及び報告に関すること	C							○
	17 優良施設及び功労者表彰に関すること	C							○
	18 衛生教育に関すること	C							○
	19 食品衛生関係団体に関すること	C							○
災害発生時 （新規業務） 応急業務	1 避難所における炊き出し及び飲料水、食品の取扱いに関すること	*	○						
	2 災害発生により大規模食中毒発生の恐れがある場合の広報車等による啓発に関すること	*	○						
	3 食品衛生関係施設の被災状況調査に関すること	*	○						

※優先区分 A：継続業務・・・災害発生後においても、業務を中断することで、県民生活や社会機能維持に重大な影響が生じるため継続させなければならない業務
 B：縮小業務・・・災害発生後に、業務を休止・延期できないが縮小できる業務、若しくは、現行では中断することは不可能だが、今後、その事業の実施内容を工夫することなどにより、中断することが可能となる業務
 C：休止業務・・・災害発生時には、業務を中断しても市民生活や社会機能維持に与える影響が少ないなど中断してもとりわけ差し支えないと思われ、延期や休止ができる業務

災害発生時BCP業務整理表

【 衛生課 獣疫生活衛生係 】 生活衛生関係

	業務名	優先区分	急性期			亜急性期	慢性期		回復期
			～24時間	～48時間	～3日	～1週間	～2週間	～1か月	1か月～
通常業務	1 健康被害の発生及びその恐れがあると思われる苦情処理に関する事	A	○						
	2 苦情処理に関する事（上記以外）	B					○		
	3 証明願に関する事	B						○	
	4 情報公開請求及び情報提供に関する事	B						○	
	5 理・美容所及びクリーニング所に関する事（監視・指導及び許可事務等）	C							○
	6 興行場に関する事（監視・指導及び認可事務等）	C							○
	7 旅館・公衆浴場に関する事（応急業務1以外）	C							○
	8 建築物における衛生的環境の確保に関する事（監視・指導及び届出事務等）	C							○
	9 遊泳用プールの衛生基準の確保に関する事（監視・指導及び届出事務等）	C							○
	10 ねずみ及び衛生害虫の相談及び指導に関する事（応急業務2以外）	C							○
	11 シックハウスに関する事（相談及び立入検査）	C							○
	12 温泉に関する事（応急業務1以外）	C							○
	13 水道施設に関する事（応急業務3以外）	C							○
	14 衛生教育に関する事	C							○
	15 生活衛生関係団体に関する事	C							○
	16 生活衛生関係処理システム及び電算処理に関する事	C							○
	17 生活衛生関係統計処理及び報告に関する事	C							○
	18 優良施設及び功労者表彰に関する事	C							○
災害発生時 （新規業務） 応急業務	1 旅館・公衆浴場・温泉の監視指導に関する事（避難所として使用する場合）	*	○						
	2 水道施設の被災状況調査及び監視指導に関する事	*	○						
	3 生活衛生関係施設の被災状況調査及び監視指導に関する事	*	○						
	4 ねずみ及び衛生害虫の相談及び指導に関する事（避難所及び仮設住宅）	*		○					
	5 遺体の埋火葬に関する連絡調整に関する事	*		○					

※優先区分 A：継続業務・・・災害発生後においても、業務を中断することで、県民生活や社会機能維持に重大な影響が生じるため継続させなければならない業務
 B：縮小業務・・・災害発生後に、業務を休止・延期できないが縮小できる業務、若しくは、現行では中断することは不可能だが、今後、その事業の実施内容を工夫することなどにより、中断することが可能となる業務
 C：休止業務・・・災害発生時には、業務を中断しても市民生活や社会機能維持に与える影響が少ないなど中断してもとりわけ差し支えないと思われ、延期や休止ができる業務

災害発生時BCP業務整理表

【 衛生課 獣疫生活衛生係 】 獣疫衛生関係

	業務名	優先区分	急性期			亜急性期	慢性期		回復期
			～24時間	～48時間	～3日	～1週間	～2週間	～1か月	1か月～
通常業務	1 狂犬病の予防に関する事（放浪犬の保護収容、咬傷事故発生対応）	A	○						
	2 健康被害の発生及びその恐れがあると思われる苦情処理に関する事	A	○						
	3 特定動物に関する事（逃走等緊急の場合の監視・指導）	A	○						
	4 食鳥処理場に関する事（鳥インフル発生時等緊急の場合の監視・指導）	A	○						
	5 動物取扱業に関する事（逃走等緊急の場合の監視・指導）	A	○						
	6 感染症発生時及びその恐れがあると思われる人畜共通感染症及び動物由来感染症に関する事	A	○						
	7 苦情処理に関する事（上記以外）	B					○		
	8 人畜共通感染症及び動物由来感染症に関する事（上記以外）	B					○		
	9 化製場に関する事（監視・指導及び許可事務等）	B					○		
	10 動物保管処理室の管理に関する事	B					○		
	11 麻酔銃取扱事務に関する事	B						○	
	12 情報公開請求及び情報提供に関する事	B						○	
	13 狂犬病の予防に関する事（上記以外）	C							○
	14 動物の愛護に関する事（応急業務1以外）	C							○
	15 特定動物に関する事（上記以外）	C							○
	16 化製場に関する事（上記以外）	C							○
	17 食鳥処理場に関する事（上記以外）	C							○
	18 動物取扱業に関する事（上記以外）	C							○
	19 麻薬取扱事務に関する事	C							○
	20 証明願に関する事	C							○
	21 動物愛護関係団体に関する事	C							○
	22 獣疫衛生関係処理システム及び電算処理に関する事	C							○
	23 獣疫衛生関係統計処理及び報告に関する事	C							○
災害発生時 （新規業務） 応急業務	1 動物の愛護に関する事（避難所等における愛玩動物の飼養指導）	*	○						
	2 避難所及び仮設住宅における動物の飼養及び一時預かりに関する事	*				○			
	3 災害発生に伴う放浪犬の調査及び保護収容に関する事	*				○			

※優先区分 A：継続業務・・・災害発生後においても、業務を中断することで、県民生活や社会機能維持に重大な影響が生じるため継続させなければならない業務
 B：縮小業務・・・災害発生後に、業務を休止・延期できないが縮小できる業務、若しくは、現行では中断することは不可能だが、今後、その事業の実施内容を工夫することなどにより、中断することが可能となる業務
 C：休止業務・・・災害発生時には、業務を中断しても市民生活や社会機能維持に与える影響が少ないなど中断してもとりわけ差し支えないと思われ、延期や休止ができる業務

災害発生時BCP業務整理表

【 健康増進課 母子・健康推進係 】

	業務名	優先区分	急性期			亜急性期	慢性期		回復期
			～24時間	～48時間	～3日	～1週間	～2週間	～1か月	1か月～
通常業務	1 小児慢性特定疾患治療研究事業	B					○		
	2 自立支援医療（育成医療）支給認定申請	B					○		
	3 養育医療給付申請に関する事	B					○		
	4 未熟児訪問・保健指導に関する事	B					○		
	5 虐待防止対策に関する事	B					○		
	6 特定不妊治療助成に関する事	B					○		
	7 地域療育支援サポート事業に関する事	C						○	
	8 母体保護法に関する事	C						○	
	9 森永ヒ素ミルクひかり協会に関する事	C						○	
	10 特定給食施設指導に関する事	C						○	
	11 健康づくりに関する事	C						○	
	12 たばこ対策に関する事	C						○	
	13 食環境整備協力店に関する事	C						○	
	14 地域食育ネットワーク事業に関する事	C						○	
	15 歯科保健推進事業（会議・講習会等含む）に関する事	C						○	
	16 食育推進事業（ネットワーク会議・食育推進リーダー活動支援等）に関する事	C						○	
	17 がん検診等推進事業に関する事	C						○	
	18 糖尿病・高血圧対策事業に関する事（CKD対策含む）	C						○	
	19 石綿による健康被害に関する相談等	C						○	
災害発生時対応急業務（新規業務）	1 障害を持つ子ども（18歳未満）の食に関する状況確認・支援（経管栄養・代謝異常での特殊ミルク・疾患による特別食の確保など）	*	○						
	2 医療的ケアを要する児の避難状況含め療養状況の確認	*		○					
	3 医療的ケアを要する児への医療・福祉の支援状況把握	*		○					
	4 特定給食施設の施設利用者への食事の提供状況・調理環境の確認・支援	*		○					
	5 疾患を持つ妊産婦の把握・支援（食の確保）	*			○				
	6 避難所での歯科保健相談（個別への対応）	*			○				
	7 避難所でのたばこ対策（受動喫煙防止対策）	*				○			
	8 避難所での歯科保健対策	*				○			
	9 避難所での健康管理・健康教育（エコノミー症候群等予防含め）	*				○			
	10 避難所での健康教育（環境に応じた疾患等の予防対策）	*						○	

※優先区分 A：継続業務・・・災害発生後においても、業務を中断することで、県民生活や社会機能維持に重大な影響が生じるため継続させなければならない業務
 B：縮小業務・・・災害発生後に、業務を休止・延期できないが縮小できる業務、若しくは、現行では中断することは不可能だが、今後、その事業の実施内容を工夫することなどにより、中断することが可能となる業務
 C：休止業務・・・災害発生時には、業務を中断しても市民生活や社会機能維持に与える影響が少ないなど中断してもとりわけ差し支えないと思われ、延期や休止ができる業務

災害発生時BCP業務整理表

【健康増進課 感染症係】

	業務名	優先区分	急性期			亜急性期	慢性期		回復期
			～24時間	～48時間	～3日	～1週間	～2週間	～1か月	1か月～
通常業務	1 結核疫学調査（初回）接触者調査	A	○						
	2 感染症疫学調査・接触者調査	A	○						
	3 感染症発生動向調査	A	○						
	4 結核診査協議会	A				○			
	5 結核接触者健診勧奨	A				○			
	6 結核接触者検診	A				○			
	7 結核巡回支援（訪問）	A				○			
	8 結核巡回支援（電話）	A				○			
	9 感染症啓発事業	B				○			
	10 結核入院訪問	C				○			
	11 肝炎治療費助成事業	C				○			
	12 結核予防可能例・コホート検討会	C						○	
	13 結核精密検査（管理検診）	C						○	
	14 結核HP&HC会議	C						○	
	15 結核啓発事業（結核予防週間）	C							○
	16 感染症危機管理ネットワーク事業	C							○
	17 県市結核コホート検討会	C							○
	18 肝炎検査	C							○
	19 HIV抗体検査	C							○
	20 HIV啓発事業（世界エイズデー）	C							○
	21 HIV啓発事業（HIV検査普及週間）	C							○
	22 HIV健康教育	C							○
	23 予防接種副反応報告	C							○
	24 結核指定医療機関調査	C							○
	25 結核健康診断予防接種月報報告	C							○
	26 視十字基金	C							○
	27 医療監視	C							○
	28 学生指導	C							○
	29 市町村支援	C							○
	30 地域保健事業報告、予算要求	C							○
	31 X線装置設置に関する事	C							○
	32 新任保健師研修	C							○
	33 人材育成	C							○
	34 結核定期病状調査	C							○
	35 電話相談	C							○
	36 地域保健関係者職員研修	C							○
災害発生時応急業務 （新規業務等）	1 感染症指定医療機関の被災状況を確認する。	*		○					
	2 避難所サーベイランスの実施が必要な場合関係機関等と連絡調整する。	*		○					
	3 結核登録患者の避難状況、療養状況等確認する。	*		○					

※優先区分 A：継続業務・・・災害発生後においても、業務を中断することで、国民生活や社会福祉維持に重大な影響が生じるため継続させなければならない業務
 B：縮小業務・・・災害発生後に、業務を休止・延期できないが縮小できる業務。若しくは、現行では中断することは不可能だが、今後、その事業の実施内容を工夫することなどにより、中断することが可能となる業務
 C：休止業務・・・災害発生時には、業務を中断しても市民生活や社会福祉維持に与える影響が少ないなど中断してもとりわけ差し支えないと思われ、延期や休止ができる業務

災害発生時BCP業務整理表

【健康増進係課 精神保健難病係】精神保健関係

	業務名	優先区分	急性期			重急性期	慢性期		回復期
			～24時間	～48時間	～3日	～1週間	～2週間	～1か月	1か月～
通常業務	1 精神保健福祉法に基づく通報の事前調査の実施する	A	○						
	2 精神保健福祉法に基づく届出・進達をする	B					○		
	3 精神保健電話・来所相談より訪問等が必要な場合は対応する	B					○		
	4 精神保健電話・来所相談に対応する	C							○
	5 精神地域移行・地域定着事業のケア会議等に参加する	C							○
	6 精神保健福祉相談（嘱託医による相談）を実施する	C							○
	7 精神保健福祉連絡会	C							○
	8 自立支援協議会に参加する	C							○
災害発生時対応業務 (新規業務)	1 管内精神科医療機関の被災状況および入院・通院等医療状況を確認、県に報告	*	○						
	2 県下精神科医療機関の被災および入院・通院等医療状況を県に確認する	*	○						
	3 単身等安否確認および治療の継続確認（投薬治療等）する	*		○					
	4 緊急対応を要する対象者の搬送に体制について県と協議する	*		○					
	5 薬局の被災および稼働状況の確認状況	*			○				
	6 地域活動支援センター等関係機関から情報収集する	*			○				
	7 精神保健福祉手帳・自立支援医療の対象者の状況を市町村と共に確認する	*			○				
	8 精神保健福祉手帳・自立支援医療の対象者からの相談に対応する	*			○				

※優先区分 A：継続業務・・・災害発生後においても、業務を中断することで、県民生活や社会機能維持に重大な影響が生じるため継続させなければならない業務
 B：縮小業務・・・災害発生後に、業務を休止・延期できないが縮小できる業務、若しくは、現行では中断することは不可能だが、今後、その事業の実施内容を工夫することなどにより、中断することが可能となる業務
 C：休止業務・・・災害発生時においては、業務を中断しても市民生活や社会機能維持に与える影響が少ないなど中断してもとりわけ差し支えないと思われ、延期や休止ができる業務

災害発生時BCP業務整理表

【健康増進係課 精神保健難病係】 難病関係

	業務名	優先区分	急性期			亜急性期	慢性期		回復期
			～24時間	～48時間	～3日	～1週間	～2週間	～1か月	1か月～
通常業務	1 特定疾患申請受理・進達	B					○		
	2 特定疾患治療研究支給申請書の受理・進達	B					○		
	3 原子爆弾被爆者援護法に基づく届出の受理・進達	B					○		
	4 難病患者等来所・電話相談より訪問等対応が必要	B					○		
	5 難病患者訪問	C							○
	6 難病患者等来所・電話相談	C							○
	7 難病在宅支援推進会議開催	C							○
	8 レスパイト入院に関する病院連絡会の開催	C							○
	10 難病ケア研修会の開催	C							○
	11 A L S 患者・家族交流会の開催	C							○
	12 ひまわり会（パーキンソン病患者家族会に関すること）の開催	C							○
	13 難病学習会の開催	C							○
	14 県難病ワーキング会議開催	C							○
	15 骨髄バンク登録事業のための来所（登録の説明採血・検体搬送）	C							○
	災害発生時対応急業務 (新規業務)	1 重症在宅難病患者で医療機器装着者の安否及び被災・療養状況確認する	*		○				
2 訪問看護ステーション等関係機関等からの情報収集をする		*		○					
3 緊急を要する対象者の搬送体制について県と協議・調整をする		*		○					
4 管内及び県内病院・診療所・薬局の被災状況確認する		*		○					
5 管内及び県内病院・診療所・薬局の稼働状況確認する		*			○				
6 特定疾患受給者からの相談に対応する		*			○				

※優先区分 A：組織業務・災害発生後においても、業務を中断することで、県民生活や社会機能維持に重大な影響が生じるため継続させなければならない業務

B：軽小業務・災害発生後に、業務を休止・延期できないが縮小できる業務、若しくは、現行では中断することは不可能だが、今後、その事業の実施内容を工夫することなどにより、中断することが可能となる業務

C：休止業務・災害発生時には、業務を中断しても市民生活や社会機能維持に与える影響が少ないなど中断してもとりわけ差し支えないと思われ、延期や休止ができる業務

VI 災害発生時の係別対応業務

【総務課 総務医療係】

1 急性期の対策（災害発生直後～3日）

（1）調査、情報収集

- ①庁舎内外、設備の被災状況を調査する。（様式総-1）

建物（構造物、電気、水道）、OA機器、電話・FAXの状況を調査する。

- ②職員の罹災および執務体制の状況を調査する。（様式総-2）

各課・係の所属職員について本人および家族等の被災状況を調査する。

災害発生時の初動体制

県内で震度5強の地震発生：職員の約1/5参集（A動員）

県内で震度6弱の地震発生：職員の約1/3参集（B動員）

県内で震度6強以上の地震発生：全職員参集（C動員）

※風水害は、予想される災害規模に応じ県災害対策本部が体制を決定

- ③管内の被災状況の把握（様式総-3）

管内各市町村と連携し、各々自治体の被災状況を調査する。

- ④主要医療機関の被災状況調査（様式総-4）

管内主要医療機関に対し被災状況を調査する。

問い合わせ先病院

災害拠点病院：近大奈良病院

救急告示病院：三室病院、天理よろづ相談所病院、奈良社会保険病院、
天理市立病院、高井病院、田北病院、阪奈中央病院、
白庭病院、郡山青藍病院

精神科：やまと精神医療センター、ハートランド信貴山

天理よろづ相談所病院白川分院

- ⑤避難所・救護所の開設状況の把握（様式総-5, 6）

管内各市町村および各災害対策本部と連携し、各々自治体の避難所・救護所の開設状況を調査する。

- ⑥県内各保健所の被災状況の把握（様式総-7）

職員の状況および執務体制ならびに庁舎・設備の被災状況を調査する。

（2）実施事項

- ①建物および電気・水道・電話等のライフラインの状況および保健所で必要とする非常用物資の把握、調達状況を確認する。

- ②職員の参集状況の確認および安否の確認を行う。

- ③管内各自治体の災害対策本部、市役所・役場へ被災状況の確認を行う。

- ④医療機器（特に透析装置）、手術室その他建物の損傷状況、入院患者、スタッフの負傷の状況、医薬品の不足状況、スタッフの参集状況、患者受入の可否等の確認を行う。

- ⑤管内各所の避難所・救護所について各自治体災害対策本部へ設置状況を確認する。

- ⑥県内各保健所について県庁企画管理室および各保健所に対して直接被災状況を確認する。

(3) 連絡調整、情報提供

- ①建物等の状況について本庁および庁舎管理者へ報告、情報提供を行う。
- ②職員の状況について所内各係および本庁関係課へ報告、情報提供を行う。
- ③管内各市町村の状況について各災害対策本部および本庁関係課との連絡、報告、情報提供を行う。
- ④医療体制について主要病院、所内各係および本庁関係課との連絡、報告、情報提供を行う。
- ⑤避難所等の状況について管内避難所・救護所設置自治体、所内各係および本庁関係課へ報告、情報提供を行う。
- ⑥県内各保健所について被災状況、執務状況等を本庁関係課および各保健所に対して連絡、調整、情報提供を行う。

2 亜急性期の対策（～1週間）

(1) 調査、情報収集

- ①職員の状況を調査する。（様式総-2）
- ②管内自治体の被災状況の把握を行う。（様式総-3）
- ③医療機関、保健福祉施設等の被災状況を調査する。（様式総-4）
- ④避難所、救護所の設置状況および運営状況を調査する。（様式総-5, 6）
- ⑤県内各保健所の被災状況を調査する。（様式総-7）
- ⑥ボランティアの受入および派遣計画の状況把握（様式総-8）
ボランティアの必要状況について、管内市町村災害対策本部に調査するとともに県庁関係機関に対して派遣計画等を調査する。
- ⑦関係団体（医師会・歯科医師会・薬剤師会）の状況調査（様式総-9）
各関係団体について、現状調査を行う。

(2) 実施事項

- ①職員の被災状況確認および執務体制の確認を行う。
- ②各自治体の被災状況の確認に併せて機関の機能について確認を行う。
- ③医療機関、保健福祉施設等の現有機能について現状を確認する。
- ④避難所、救護所の現有機能について現状を確認する。
- ⑤県内各保健所について県庁企画管理室および各保健所に対して直接被災状況を確認する。
- ⑥管内市町村災害対策本部に対して、必要人員等を確認すると共に関係機関に派遣計画、派遣状況を確認する。
- ⑦各関係機関が把握している情報に対して現状等を確認する。

(3) 連絡調整、情報提供

- ①職員の状況について所内各係および本庁関係課へ報告、情報提供を行う。
- ②管内各市町村の状況について各災害対策本部および本庁関係課との連絡、報告、情報提供を行う。
- ③医療体制について主要病院、所内各係および本庁関係課との連絡、報告、情報提供を行う。
- ④避難所等の状況について管内避難所・救護所設置自治体、所内各係および本庁関係課へ報告、情報提供を行う。
- ⑤県内各保健所について被災状況、執務状況等を本庁関係課および各保健所に対して連絡、調整、情報提供を行う。
- ⑥ボランティア関係機関に対して、必要状況および派遣についての連絡、情報提供を行う。
- ⑦各関係機関の状況について得た情報を、行政および関係機関へ報告、情報提供を行う。

3 慢性期の対策（～1か月）

(1) 調査、情報収集

- ①医療機関、保健福祉施設等の被害および復旧状況ならびに診療可否等を調査する。（様式総-4）
- ②避難所、救護所の設置状況および運営状況の把握を行う。
(様式総-5, 6)
- ③ボランティアの受入および派遣計画の状況の把握を行う。（様式総-8）

(2) 実施事項

- ①医療機関、保健福祉施設等の現有機能について現状を確認する。
- ②避難所、救護所の現有機能について現状を確認する。
- ③管内市町村災害対策本部に対して、必要人員等を確認すると共に関係機関に派遣計画、派遣状況を確認する。

(3) 連絡調整、情報提供

- ①医療体制について医療機関、保健福祉施設等、所内各係および本庁関係課へ報告、情報提供を行う。
- ②避難所等の状況について管内避難所・救護所設置自治体、所内各係および本庁関係課へ報告、情報提供を行う。
- ③ボランティア関係機関に対して、必要状況および派遣についての連絡、情報提供を行う。

4 回復期の対策（1か月以降）

（1）調査、情報収集

- ①医療機関、保健福祉施設等の被害および復旧状況ならびに診療可否等を調査する。（様式総－4）
- ②避難所、救護所の設置状況および運営状況の把握を行う。
（様式総－5，6）
- ③災害対策に関する評価・分析および報告書の作成を行う。
災害直後より各期間について、対応状況の評価および対応内容の分析を行うと共にそれらに対する報告書を作成する。

（2）実施事項

- ①医療機関、保健福祉施設等の現有機能について現状を確認する。
- ②避難所、救護所の現有機能について現状を確認する。
- ③災害に対して保健所が行った支援業務の分析を行う。

（3）連絡調整、情報提供

- ①医療体制について医療機関、保健福祉施設等、所内各係および本庁関係課へ報告、情報提供を行う。
- ②避難所等の状況について管内避難所・救護所設置自治体、所内各係および本庁関係課へ報告、情報提供を行う。
- ③支援業務の分析結果に基づき、自己評価を行うと共に報告書を作成する。

【衛生課 食品衛生係】

食品衛生関係の活動については、発災直後の食品営業施設の被害状況の調査、避難所等における炊き出し及び支援物資の食品衛生対策、次いで、露天営業者及びボランティアによる食品提供者に対する食品衛生指導などが挙げられる。

いずれも、避難者の生命維持に直結すると共に日々継続される重要な活動であり、他保健所及び食品衛生関係団体との連携が不可欠である。

1 急性期の対策（災害発生時から3日まで）

（1）調査、情報収集

①食品衛生関係施設の被害状況調査（様式食－1）

食品衛生協会と連携し、食品衛生関係施設の被災状況を調査する。

②避難所における食品衛生状況調査

避難所で提供される炊き出しや提供された食品について衛生状態を調査する。

（様式食－2）

（2）実施事項

①避難所における炊き出し及び食品の取扱い等に関する食品衛生指導〔上記調査に基づく〕（様式食－3）

ア 炊き出し等救援食品の取扱いに関する衛生指導を行う。

イ 食品取扱者に対する衛生指導を行う。

ウ 食品保管庫及び食器器具の衛生指導を行う。

②避難者に対する食品衛生指導（様式食－7）

避難所で配布する炊き出しされた食品及び弁当、サンドイッチ類の取扱いに関する衛生指導を行う。

③緊急用飲料水の保管管理指導（様式食－8）

配布されたペットボトルや給水車により供給された水の保管管理についての衛生指導を行う。

④食中毒発生時の対応

万一、食中毒患者が発生した場合は、速やかに原因調査を行い被害の拡大を防止する。（従来の調査方法に準じる）

なお、感染性胃腸炎及び腸管出血性大腸菌などを病因物質とする場合は、感染症係と連携し対応する。

⑤大規模食中毒発生防止のための広報車等による啓発（様式食－4）

食中毒が蔓延し、大発生の恐れがある場合は、広報車等により避難所、仮設住宅等の周辺を中心に啓発を行う。

(3) 連絡調整、情報提供

①消費・生活安全課への情報提供及び協力要請

被害状況及び活動状況等の情報提供並びに必要なに応じて協力要請を行う。

②他保健所との情報交換

県全域が被災していることも想定し、活動内容に関する情報交換を行う。

③食品衛生協会との連携

食品衛生関係施設における被害状況調査及び救援食品の提供及び衛生指導等について連携を図る。

2 亜急性期の対策（～1週間）

(1) 調査、情報収集

①食品衛生関係施設における被害状況調査（様式食-1）

②避難所における食品衛生状況調査（様式食-2）

(2) 実施事項

①避難所における炊き出し及び食品の取扱い等に関する食品衛生指導

（様式食-3）

②避難者に対する食品衛生指導（様式食-7）

③緊急用飲料水の保管管理指導（様式食-8）

④救援物資等食料供給基地への立ち入り指導（様式食-5）

全国各地より救援された食品の消費期限等、保管方法に関する調査及び衛生指導を行う。

⑤露天営業者及びボランティアによる食品提供者に対する食品衛生指導

被災地に集まる露天営業者及びボランティアによる食品提供者に対して食中毒防止のための衛生指導を行う。

⑥大規模食中毒発生防止のための広報車等による啓発（様式食-4）

(3) 連絡調整、情報提供

①消費・生活安全課への情報提供及び協力要請

②他保健所との情報交換

③食品衛生協会との連携

3 慢性期の対策（～1か月）

(1) 調査、情報収集

①食品営業施設における被害状況調査（様式食-1）

②避難所における食品衛生状況調査（様式食-2）

(2) 実施事項

- ①避難所における炊き出し及び食品の取扱い等に関する食品衛生指導
(様式食-3)
- ②避難者に対する食品衛生指導 (様式食-7)
- ③緊急用飲料水の保管管理指導 (様式食-8)
- ④救援物資等食料供給基地への立ち入り指導 (様式食-5)
- ⑤露天営業者及びボランティアによる食品提供者に対する食品衛生指導
- ⑥食品営業被災施設に対する相談及び指導・助言対応 (様式食-6)
施設再開に向けての相談対応並びに衛生指導を行う。
- ⑦大規模食中毒発生防止のための広報車等による啓発 (様式食-4)

(3) 連絡調整、情報提供

- ①消費・生活安全課への情報提供及び協力要請
- ②他保健所との情報交換
- ③食品衛生協会との連携

4 回復期の対策 (1か月以降)

(1) 調査、情報収集

- ①避難所における食品衛生状況調査 (様式食-2)

(2) 実施事項

- ①避難所における炊き出し及び食品の取扱い等に関する食品衛生指導
(様式食-3)
- ②避難者に対する食品衛生指導 (様式食-7)
- ③緊急用飲料水の保管管理指導 (様式食-8)
- ④救援物資等食料供給基地への立ち入り指導 (様式食-5)
- ⑤露天営業者及びボランティアによる食品提供者に対する食品衛生指導
- ⑥食品営業被災施設に対する相談及び指導・助言対応 (様式食-6)
- ⑦大規模食中毒発生防止のための広報車等による啓発 (様式食-4)

(3) 連絡調整、情報提供

- ①消費・生活安全課への情報提供及び協力要請
- ②他保健所との情報交換
- ③食品衛生協会との連携

【衛生課 獣疫生活衛生係】

獣疫生活衛生関係の活動については、発災直後の水道施設の被害状況の調査、避難所等における住環境衛生対策、次いで、理・美容所、旅館等の生活営業施設の被害状況の調査、放浪犬に関する状況調査、遺体の埋火葬に関する県・市町村間の調整などが挙げられる。

いずれも、避難者の住環境に密接に関与すると共に日々継続される重要な活動であり、他保健所、市町村、動物愛護センター、関係団体との連携が不可欠である。

1 急性期の対策（災害発生時から3日まで）

（1）調査、情報収集

①水道施設の被害状況調査（様式生－1）

市町村と連携し、被災した水道施設の状況について調査及び情報を収集する。

②生活衛生関連施設の被害状況調査（様式生－2）

理美容所、旅館、特定建築物等生活衛生関連施設の被害状況について環境衛生同業組合等の協力を得て調査を行う。

（2）実施事項

①被災した水道施設に対する衛生指導

上記調査に基づき、地域政策課と情報を密にしながら、被災した市町村に対して衛生指導を行う。

②避難所等におけるねずみ、衛生害虫に関する相談及び指導（様式生－4）

避難所及び仮設住宅におけるねずみ、衛生害虫に関する相談及び指導を行う。

③旅館、公衆浴場及び温泉施設に対する監視指導

当該施設が避難所として利用される場合に、許容能力を上回る被災者が生活することを想定し監視指導を行う。

又、当該施設への利用が原因と思われるレジオネラ感染症が発生した場合は、感染症係と連携し対応する。（従来の調査方法に準じる）

（3）連絡調整、情報提供

①消費・生活安全課及び地域政策課への情報提供及び協力要請

被害状況及び活動状況等の情報提供並びに必要なに応じて協力要請を行う。

②他保健所及び管内市町村、警察署との情報交換

県全域が被災していることも想定し、活動内容に関する情報交換を行う。

2 亜急性期の対策（～1週間）

（1）調査、情報収集

- ①水道施設の被害状況調査（様式生－1）
- ②生活衛生関連施設の被害状況調査（様式生－2）
- ③放浪犬の現況調査（様式獣－1）

災害発生後、市町村、警察署の協力を得ながら放浪犬の有無について現況調査を行う。

（2）実施事項

- ①被災した水道施設に対する衛生指導
- ②避難所におけるねずみ、衛生害虫に関する相談及び指導（様式生－4）
- ③遺体の埋火葬に関する調整（消費生活安全課主導）
消費・生活安全課の指示により遺体の埋火葬が速やかに行うことができるよう管内市町村間の調整を行う。
- ④愛玩動物の飼養等に対する指導
愛玩動物の飼い主から避難所及び仮設住宅等において飼養したい旨の相談があった場合は、飼養場所の確保について市町村と調整を行うと共に飼養動物の一時預かり等に関して動物愛護センターに協力を要請する。
- ⑤放浪犬の保護収容
現況調査により放浪犬の存在が確認された場合は、動物愛護センター及び市町村の協力を得て保護収容する。

（3）連絡調整、情報提供

- ①消費・生活安全課及び地域政策課への情報提供及び協力要請
- ②他保健所及び管内市町村、警察署との情報交換
- ③動物愛護センターへの協力要請及び情報提供
被害状況及び活動状況等の情報提供並びに飼養動物の一時預かり等に関する協力要請を行う。
- ④環境衛生同業組合、ペストコントロール協会との連携
生活衛生関連施設の被害状況調査及び避難所等におけるねずみ、衛生害虫に関する相談及び指導に関して連携を図る。

3 慢性期の対策（～1か月）

（1）調査、情報収集

- ①獣疫衛生関連施設の被害状況調査（様式獣－2）

動物取扱業者、特定動物許可業者及び食鳥処理業者に対して聞き取り調査を行い、施設の被害状況についての調査を行う。

- ②水道施設の被害状況調査
- ③生活衛生関連施設の被害状況調査（様式生－２）
- ④放浪犬の現況調査（様式獣－１）

(2) 実施事項

- ①避難所及び仮設住宅におけるねずみ、衛生害虫に関する相談及び指導
(様式生－４)
- ②井戸水使用に関する衛生指導（様式食－４参照）
被災者に対して普段使用していない井戸水等を飲用水に使用する場合は、その水質の確保と殺菌方法について指導する。
- ③旅館、公衆浴場及び温泉施設に対する監視指導
- ④遺体の埋火葬に関する調整（消費生活安全課主導）
- ⑤愛玩動物の飼養等に対する指導
- ⑥放浪犬の保護収容
- ⑦生活衛生及び獣疫衛生関係被災施設に対する相談及び指導・助言対応
(様式生－３， 獣－３)

施設再開に向けての相談対応並びに衛生指導を行う。

(3) 連絡調整、情報提供

- ①消費・生活安全課及び地域政策課への情報提供及び協力要請
- ②他保健所及び管内市町村、警察署との情報交換
- ③動物愛護センターへの協力要請及び情報提供
- ④環境衛生同業組合、ペストコントロール協会との連携

4 回復期の対策（１か月以降）

(1) 調査、情報収集

- ①水道施設の被害状況調査（様式生－１）
- ②生活衛生及び獣疫衛生関係施設の被害状況調査（様式生－２， 獣－２）
- ③放浪犬の現況調査（様式獣－１）
- ④生活衛生及び獣疫衛生関係被災施設に対する相談及び指導・助言対応
(様式生－３， 獣－３)

(2) 実施事項

- ①避難所及び仮設住宅におけるねずみ、衛生害虫に関する相談及び指導
(様式生－４)
- ②井戸水使用に関する衛生指導
- ③旅館、公衆浴場及び温泉施設に対する監視指導

- ④遺体の埋火葬に関する調整
- ⑤愛玩動物の飼養等に対する指導
- ⑥放浪犬の保護収容
- ⑦生活衛生及び獣疫衛生関係被災施設に対する相談及び指導・助言対応

(様式生－3, 獣－3)

(3) 連絡調整、情報提供

- ①消費・生活安全課及び地域政策課への情報提供及び協力要請
- ②他保健所及び管内市町村、警察署との情報交換
- ③動物愛護センターへの協力要請及び情報提供
- ④環境衛生同業組合、ペストコントロール協会との連携

【健康増進課 母子・健康推進係】

1 急性期の対策（災害発生直後～3日間）

（1）調査、情報収集

①管内の産科・小児科医療機関、助産所の診療状況確認

被災状況・診療実施の可否・入院対応の可否等について確認する。本庁および総務医療係と連携し正確な情報を収集する。（様式 総-4 参照）

②在宅長期療養児（人工呼吸器等医療的ケアの必要な児、以下同様）の状況確認

避難状況および療養状況を確認する。（様式 健-1～4、様式 母-1）

在宅長期療養児の支援機関である訪問看護ステーションの被災状況・訪問対応の可否について確認する。（様式 母-1）

③障害を持つ子ども・疾患を持つ妊産婦の食に関する状況確認

本庁や市町村との連携により、必要に応じて、障害を持つ子ども・疾患を持つ妊産婦に対する特別食の提供を調整する。（様式 栄-1, 2）

④特定給食施設の施設利用者への食事の提供状況確認・調整

本庁や市町村と連携し、特定給食施設の施設利用者への食事の提供状況（調理環境含め）を確認し、食についての調整を行う。（様式 栄-5）

⑤避難者の歯科に関する支援の必要性の把握

避難所を含め地域での避難者について、歯科保健に関する支援の必要性について確認し（義歯の紛失・損失、口腔ケアの実施状況）、今後の対応を本庁及び市町村と調整する。（様式 歯-1, 2）

（2）実施事項

①在宅長期療養児の安否・投薬・医療的ケアの実施や食の確保状況確認

在宅長期療養児の避難状況等について、訪問による対面での状況確認を行う。難しい場合は、近隣や訪問看護ステーション・医療機関との連携により情報を把握する。

②医療的ケアの必要な児の受け入れ可能な医療機関を確認

被災状況の確認と同時に受け入れ可能医療機関の把握を行う。

③治療食を必要とする子ども・妊産婦への食の確保

市町村との連絡により、市町村が把握している治療食を必要とする子どもや妊産婦についての状況を確認し、治療食の確保のための調整を本庁と行う。

④特定給食施設における食事の提供状況・調理環境の確認

市町村および本庁からの情報により、必要に応じ食の確保を市町村や本庁と調整する。

⑤避難者への歯科に関する状況把握

難所含め地域での避難者に対し、個別での歯科保健相談を実施し、歯科に関する状況を把握し、医療を含め今後の支援の必要性を検討する。

(3) 連絡調整、情報提供等

- ①県および市町村の関係機関・部署との連携
- ②医療・福祉関係機関との連携
- ③医師会・歯科医師会等関係団体との連携

2 亜急性期の対策（～1週間）

(1) 調査、情報収集

- ①管内の産科・小児科医療機関、助産所の診療状況確認
- ②災害発生後、入院となっていない長期療養児の被災状況等確認
医療材料の確保を含め、避難先での療養状況を把握する。(様式 母-1)
- ③障害を持つ子ども・疾患を持つ妊産婦の食に関する状況確認
- ④特定給食施設の施設利用者への食事の提供状況確認・調整
- ⑤避難者の歯科に関する支援の必要性を把握
- ⑥公費負担申請への対応検討（実施準備）
公費負担申請を必要とする者への対応ができる体制について、本庁と連携し、実施体制・時期を検討する。

(2) 実施事項

- ①長期療養児の避難状況把握
避難している長期療養児の被災状況・投薬・医療的ケアの実施・食の確保状況を確認し、必要な支援の調整を行う。
- ②在宅長期療養児の医療的ケアの実施や食の確保状況確認
長期療養児の医療ケアの実施状況を確認し、医療機関や市町村・訪問看護ステーションと連携し、療養継続へのサービス提供のための調整を行う。
- ③治療食を必要とする子ども・妊産婦への食の確保
- ④特定給食施設における食事の提供状況・調理環境の確認
- ⑤避難者の歯科に関する状況把握
- ⑥公費負担申請への対応検討（実施準備）
公費負担申請受理に向けた準備について、本庁と調整し検討する。

(3) 連絡調整、情報提供等

- ①県および市町村の関係機関・部署との連携
- ②医療・福祉関係機関との連携
- ③医師会・歯科医師会等関係団体との連携

3 慢性期の対策（～1か月）

(1) 調査、情報収集

- ①管内の産科・小児科医療機関、助産所の診療状況確認

②長期療養児の療養状況等確認、支援内容調整

長期療養児（入院の有無に関わらず）の療養状況確認（医療的ケアの実施状況、薬や医療材料の確保・食の確保等）し、必要に応じて、医療機関や本庁・市町村と調整し、確保にあたる。

③特定給食施設の施設利用者への食事の提供状況確認・調整

④避難者の歯科に関する支援の必要性を把握

⑤公費負担申請への対応検討（実施準備～実施）

(2) 実施事項

①長期療養児の避難状況把握

②在宅長期療養児の医療的ケアの実施や食の確保状況確認

③治療食を必要とする子ども・妊産婦への食の確保

④特定給食施設における食事の提供状況・調理環境の確認

⑤避難者の歯科に関する状況把握・支援検討

歯科保健に関する個別相談を実施し、医療支援の調整、集団支援（口腔ケア・肺炎など感染症予防）の実施する。

⑥公費負担申請への対応検討（実施準備～実施）

公費負担申請受理体制について本庁と調整し、実施体制を調整する。

(3) 連絡調整、情報提供等

①県および市町村の関係機関・部署との連携

②医療・福祉関係機関との連携

③医師会・歯科医師会等関係団体との連携

4 回復期の対策（1か月以降）

(1) 調査、情報収集

①管内の産科・小児科医療機関、助産所の診療状況確認

②長期療養児の療養状況等確認、支援内容調整

③特定給食施設の施設利用者への食事の提供状況確認・調整

④避難者の歯科に関する支援の必要性を把握

⑤公費負担申請への対応検討（実施準備～実施）

⑥他都道府県・団体等からの派遣チーム（保健師等）との連絡・調整により、避難住民の健康状態を確認し、支援内容を検討する。

⑦平常時の業務対応への移行を調整する。

(2) 実施事項

①長期療養児の避難状況把握

支援の調整と同時に、医療機関・市町村・本庁に把握した療養状況について情報提供を行う。

- ②治療食を必要とする子ども・妊産婦への食の確保
今後の継続した支援の実施に向けた調整を行う。
- ③特定給食施設における食事の提供状況・調理環境の確認
- ④避難者の歯科に関する状況把握・支援検討
歯科保健に関する個別相談を実施し、医療支援の調整、集団支援（口腔ケア・肺炎など感染症予防）の実施する。
- ⑤公費負担申請への対応検討（実施準備～実施）
公費負担申請受理体制について本庁と調整し、実施体制を調整する。
- ⑥被災住民に対する健康相談、疾病予防の健康教育実施
生活習慣病含め被災住民に対する健康相談所（室）を開設し、個別の相談（身体的だけでなく、精神的支援の実施）に対応できるよう市町村と調整する。
避難住民に対し、疾病予防（エコノミー症候群予防、生活習慣病の予防・悪化防止等）のための健康教育を実施する。
- ⑦平常時の業務対応への体制検討、通常業務の再開

（3）連絡調整、情報提供等

- ①県および市町村の関係機関・部署との連携
- ②医療・福祉関係機関との連携
- ③医師会・歯科医師会等関係団体との連携

【健康増進課 感染症係】

1 急性期の対策（災害発生直後～3日間）

（1）調査、情報収集

①管内の結核指定医療機関の被災状況・診療状況確認調査

被災状況・診療実施の可否・入院対応の可否等について確認する。

本庁および総務医療係と連携し正確な情報を収集する。

（様式 総-4 参照）

②結核登録患者で、在宅酸素療法者、人工透析患者、インシュリン療法者、ステロイド使用者、経管栄養療法者、免疫抑制剤使用者、寝たきり患者、車椅子生活者等（結核新登録者台帳に基づく）の状況確認。

避難状況および療養状況を確認する。（様式 感-1）

抗結核薬服薬支援患者の支援機関である訪問看護ステーションの被災状況・訪問対応の可否について確認する。（様式 感-1 参照）

③避難所サーベイランスの実施が必要な場合は、関係機関と調整する。

国立感染症研究所や市町村との連携により、必要に応じて、避難所サーベイランス実施に向けて調整する。

避難所サーベイランス等が稼働する迄の期間は、避難所の感染症リスクアセスメントを実施する。（様式 感-3）

④避難所等において感染性胃腸炎、腸管出血性大腸菌、レジオネラ感染症等が発生している場合は、食品衛生係及び獣疫生活衛生係と協働し初動査等を実施する。

（2）実施事項

①結核登録患者で非常時要訪問、要確認者の安否、服薬状態・医療的ケアの状況について確認。

在宅結核患者の避難状況等について、訪問による対面での状況確認を行う。難しい場合は、市町村・訪問看護ステーション・医療機関との連携により情報を把握する。

②感染性の高い緊急性の問われるケースへの対応を実施する。

積極的疫学調査など実施する。

③避難所サーベイランスの実施が必要な場合は、実施に向けて調整する。

国立感染症研究所や市町村と連携し避難所サーベイランス実施に向けて関係機関と連携する。

避難所サーベイランスが稼働する迄の期間は、避難所の感染症リスクアセスメントを実施する。

④避難所において感染性胃腸炎、腸管出血性大腸菌、レジオネラ感染症等が発生している場合は、食品衛生係及び獣疫生活衛生係と協働し初動調査等を実施する。

(3) 連絡調整、情報提供等

- ① 県および市町村の関係機関・部署との連携
- ② 医療・福祉関係機関との連携
- ③ 医師会等との連携

2 亜急性期の対策（～1週間）

(1) 調査、情報収集

- ① 管内の結核指定医療機関の診療状況確認。
- ② 地域の関係機関や公衆衛生における保健師チームとの情報交換により、新たな要フォロー者を把握。（様式 感-2）
- ③ 避難所サーベイランスによる情報把握と感染症対策の実施。
- ④ 避難所において感染性胃腸炎、腸管出血性大腸菌、レジオネラ感染症等が発生している場合、食品衛生係及び獣疫生活衛生係と協働し初動調査等を実施する。

(2) 実施事項

- ① 非常時要訪問・要確認者の安否・服薬状態・身体状況等の確認。
避難している在宅結核患者の被災状況・投薬・医療的ケアの実施状況を確認し、必要な支援の調整を行う。
- ② 在宅結核患者の医療的ケアの実状況確認
在宅結核患者の医療ケアの実施状況を確認し、医療機関や市町村・訪問看護ステーションと連携し、療養継続へのサービス提供のための調整を行う。
- ③ 避難所サーベイランス情報還元による感染症対策の実施
- ④ 避難所において感染性胃腸炎、腸管出血性大腸菌、レジオネラ感染症等が発生している場合、食品衛生係及び獣疫生活衛生係と協働し初動調査等を実施する。

(3) 連絡調整、情報提供等

- ① 県および市町村の関係機関・部署との連携
- ② 医療・福祉関係機関との連携
- ③ 医師会等との連携

3 慢性期の対策（～1か月）

(1) 調査、情報収集

- ① 管内の結核指定医療機関の診療状況確認
- ② 避難所サーベイランスによる情報把握
- ③ 地域の関係機関や公衆衛生における保健師チーム、他都道府県等からの派遣チームとの情報交換により、新たな要フォロー者を把握。（様式 感-2）

- ④避難所において感染性胃腸炎、腸管出血性大腸菌、レジオネラ感染症等が発生している場合、食品衛生係及び獣疫生活衛生係と協働し初動調査等を実施する。

(2) 実施事項

- ①非常時要訪問・要確認者以外でフォロー者の服薬状態、呼吸器症状悪化の状況把握
- ②感染症予防のための啓発活動
- ③避難所サーベイランス情報還元による感染症対策の実施。
- ④感染症対策として緊急性の高いものから対応を行う。
- ⑤避難所において感染性胃腸炎、腸管出血性大腸菌、レジオネラ感染症等が発生している場合、食品衛生係及び獣疫生活衛生係と協働し初動調査等を実施する。

(3) 連絡調整、情報提供等

- ①県および市町村の関係機関・部署との連携
- ②医療・福祉関係機関との連携
- ③医師会等関係団体との連携

4 回復期の対策（1か月以降）

(1) 調査、情報収集

- ①管内の結核指定医療機関の診療状況確認
- ②在宅結核登録患者の療養状況等確認、支援内容調整
- ③避難所サーベイランスによる情報把握。
- ④平常時の業務対応への移行を調整する。
- ⑤避難所において感染性胃腸炎、腸管出血性大腸菌、レジオネラ感染症等が発生している場合、食品衛生係及び獣疫生活衛生係と協働し初動調査等を実施する。

(2) 実施事項

- ①要フォロー者の避難状況把握及び支援の継続
支援の調整と同時に、医療機関・市町村・本庁に把握した療養状況について情報提供を行う。
- ②感染症予防対策の啓発活動の実施。
- ③避難所サーベイランス情報還元による感染症対策の実施
- ⑦平常時の業務対応への体制検討、通常業務の再開
- ④避難所において感染性胃腸炎、腸管出血性大腸菌、レジオネラ感染症等が発生している場合、食品衛生係及び獣疫生活衛生係と協働し初動調査等を実施する。

(3) 連絡調整、情報提供等

- ①県および市町村の関係機関・部署との連携
- ②医療・福祉関係機関との連携
- ③医師会等関係団体との連携

【健康増進課 精神保健難病係】

〔精神保健関係〕

1 急性期の対策（災害発生直後～3日）

（1）調査、情報収集、情報提供

- ①管内精神科医療機関（病院・診療所等）の被災状況確認・報告
管内精神科医療機関の被災状況確認し、外来診療・入院の対応・入院継続対応の状況についての確認し、県に報告する。
- ②県内の精神科医療機関の被災および入院・通院等状況を収集
県内の精神科医療機関の被災および入院・通院等状況を保健予防課に確認する。県下病院の正確な情報収集を図る。
- ③薬剤供給状況の確認
災害対策本部と連携のもと保健予防課に連絡する。保健予防課は県薬務課と協議し、薬剤供給の情報収集を図る。

（2）実施事項

- ①精神障害者の単身者等の安否確認、服薬状況の確認
保健所がかかわっている単身等のケースの安否・精神症状・服薬状況の確認を訪問等で実施する。困難な場合は市町村・訪問看護ステーション医療機関・相談事業所等との連携により情報を把握する。（様式精-1）
- ②緊急対応が必要な事案に対応。
通報等緊急事案の対応する。
- ③安否確認のための基礎台帳の確保をする。
精神保健福祉センター・市町村より手帳・自立支援医療の情報収集

（3）連絡調整、情報提供

- ①県保健予防課との連携
- ②薬務課との連携
- ③関係機関との連携

2 亜急性期の対策（～1週間）

（1）調査、情報収集、情報提供

- ①管内精神科医療機関（病院・診療所等）の被災状況確認、報告
- ②県内精神科医療機関（病院・診療所等）の被災状況の確認の継続
- ③薬剤供給状況の確認
- ④関係機関の状況確認
ア地域活動支援センター等の被災および通所対応可能状況を確認し、報告する。
イ県保健予防課より県内の情報収集
- ⑤県保健予防課・市町村担当課との連携のもと、正確な情報収集
避難所等の精神障害者の状況を情報収集する。

（2）実施事項

- ①保健所がかかわっている単身者等確認を継続する。（様式精-1）
- ②緊急対応が必要な事案に即時対応を継続する。
- ③係わっている関係機関からの情報収集を継続する。

- ④他府県からの派遣者（メンタル相談）への調整をする。
(様式精-2, 3)
- ⑤避難所の状況により、薬等の物資の確保および配布、医療状況についての確認をする。

(3) 連絡調整、情報提供

- ①県保健予防課との連携
- ②薬務課との連携
- ③関係機関との連携

3 慢性期の対策（～1か月）

(1) 調査、情報収集、情報提供

- ①管内精神科医療機関（病院・診療所等）の被災状況確認、報告
- ②県内精神科医療機関（病院・診療所等）の被災状況の確認の継続をする。
- ③管内薬局の被災および稼働状況の確認し、県に報告する。
- ④地域活動支援センター等の被災状況確認・通所対応可能状況の確認の継続する。
- ⑤県保健予防課・市町村担当課との連携のもと、正確な情報収集を継続。
- ⑥地域の関係機関と他府県からの派遣チームとの連携・情報収集をする。
- ⑦避難所の状況により、薬等の物資の確保および配布、医療状況についての確認をする。

(2) 実施事項

- ①保健所がかかわっている単身者等確認を継続する。
- ②緊急対応が必要な事案に即時対応を継続する。
- ③他府県からの派遣者（メンタル相談）への調整を継続する。
(様式精-2, 3)
- ④避難所の状況により、薬等の物資の確保および配布、医療状況についての確認をする。
- ⑤避難所等での精神疾患患者への支援および自宅生活者の状況確認
- ⑥避難所等スタッフへの精神面での支援
- ⑦アルコール等精神症状への問題啓発
- ⑧係わっている関係機関からの情報収集

(3) 連絡調整、情報提供

- ①県と他府県からの派遣者の業務について調整
- ②県と避難所の薬等の物資の確保および配布の調整をする。

4 回復期の対応（1か月以降）

(1) 調査、情報、情報提供

- ①県内精神科医療機関（病院・診療所等）の被災状況確認し、外来診療・入院の対応・入院継続対応の状況についての確認を継続する。
- ②地域活動支援センター等の被災状況確認・通所対応可能状況の確認継続する。
- ③県保健予防課・市町村担当課との連携のもと、正確な情報収集を継続する。

- ④地域の関係機関と他府県からの派遣チームとの連携・情報収集を継続する。
- ⑤各機関の連携等からの要フォロー者の把握をする。

(2) 実施事項

- ①保健所がかかわっている単身者等のケースの継続 (様式精-1)
- ②連携等からの要フォロー者の状況確認および支援
- ③避難所等での精神疾患患者への支援をする。
- ④避難所等スタッフ・市町村スタッフへの精神面での支援 (様式精-2, 3)
- ⑤アルコール等精神症状への問題啓発
- ⑥係わっている関係機関からの情報収集
- ⑦緊急対応が必要な事案に即時対応

(3) 連絡調整、情報提供

- ①県と他府県からの派遣者の業務について調整
- ②県と避難所の薬等の物資の確保および配布の調整をする。

[難病関係]

1 急性期の対策 (災害発生直後～3日)

(1) 調査、情報収集、情報提供

- ①医療依存度の高い患者・家族の情報収集
 - ア在宅療養状況の確認をする。
 - イ自家発電等機器の状況確認をする。
 - ウ医療機関の確認 (受け入れ先の確認)
 - (ア)入院のための病床確保
 - (イ)避難所 (福祉) 仮設住宅等の対応可能状況の確認をする。
- ②訪問看護ステーション等身近な機関の情報収集
 - ア難病患者の状況を確認する。
 - イ訪問看護ステーションの稼働状況
- ③電力会社へ現状および復興状況の確認
 - 電力の供給状況の確認
- ④管内神経内科医療機関 (病院・診療所等) の被災状況確認
 - ア外来診療・入院の対応・入院継続対応の状況についての確認
 - イ県・難病相談支援センターと連携し、正確な情報収集を図る。
 - ウ病院の搬送が必要なケースを県担当課との調整 (県内・県外)
- ⑤避難所・仮設状況の確認
 - 県・市町村担当課との連携のもと、正確な情報収集を図る。

(2) 実施事項

- ①保健所が個別支援のケースの安否確認をする。(様式難-1)
 - 在宅難病患者の電話・訪問し安否確認をし対応を検討
- ②係わっている関係機関からの情報収集
 - 訪問看護ステーション等から情報収集
- ③緊急対応が必要な事案に県との連携を図る。
 - 在宅が困難な時の医療の確保

(3) 連絡調整、情報提供

- ① 県・市町村等との連携
- ② 医療・関係機関との連携

2 亜急性期の対策（～1週間）

(1) 調査、情報確認、情報提供

- ① 医療依存度の高い患者・家族の情報収集
- ② 訪問看護ステーション等身近な機関の情報収集
- ③ 電力会社へ現状および復興状況の確認
- ④ 管内神経内科医療機関（病院・診療所等）の被災状況確認
- ⑤ 避難所・仮設状況の確認
- ⑥ 他府県からの派遣チームとの連携・情報収集交換
派遣チームが実施する支援内容の調整を図る。

(2) 実施事項

- ① 保健所が個別支援のケースの安否確認の継続（様式難-1）
- ② 係わっている関係機関からの情報収集
- ③ 緊急対応が必要な事案に即時対応
- ④ 他府県からの人員派遣者への対応
派遣チームが実施する内容の調整

(3) 連絡調整、情報提供

- ① 県・市町村等との連携
- ② 医療・関係機関との連携

3 慢性期の対策（～1か月）

(1) 調査、情報収集、情報提供

- ① 医療依存度の高い患者・家族の情報収集の体制
- ② 訪問看護ステーション等身近な機関の情報収集
- ③ 電力会社へ現状および復興状況の確認
- ④ 管内神経内科医療機関（病院・診療所等）の被災状況確認
- ⑤ 避難所・仮設状況の確認
- ⑥ 地域の関係機関と他府県からの派遣チームとの連携・情報収集交換

(2) 実施事項

- ① 保健所が個別支援のケースの安否確認の継続（様式難-1）
- ② 係わっている関係機関からの情報収集
- ③ 緊急対応が必要な事案に即時対応
- ④ 他府県からの人員派遣者への対応
- ⑤ 連携等からの要フォロー者の状況確認および支援
ア 他機関・避難所・派遣チームからの情報収集
イ 難病患者の状況に即した対応をする。
医療・福祉機器・看護・介護・薬剤等に対応する。

(3) 連絡調整、情報提供

- ① 県・市町村等との連携

②医療・関係機関との連携

4 回復期の対応（1か月以降）

（1）調査、情報収集、情報提供

- ①医療依存度の高い患者・家族の情報収集の体制
- ②訪問看護ステーション等身近な機関の情報収集
- ③電力会社へ現状および復興状況の確認
- ④管内神経内科医療機関（病院・診療所等）の被災状況確認
- ⑤避難所・仮設状況の確認
- ⑥地域の関係機関と他府県からの派遣チームとの連携・情報収集交換

（2）実施事項

- ①保健所が個別支援のケースの安否確認の継続（様式難-1）
- ②係わっている関係機関からの情報収集
- ③緊急対応が必要な事案に即時対応

- ④他府県からの人員派遣者への対応
- ⑤連携等からの要フォロー者の状況確認および支援

（3）連絡調整、情報提供

- ①県保健予防課・関係機関・市町村等との連携を図り、正確な情報収集を図る。

VII 災害発生時の業務様式

状 況 報 告

奈良県郡山保健所

記入日時	平成 年 月 日 時 分	記入者氏名	
建物全体の状況	危険度 大 (大規模修繕が必要)	小 (一部修繕により使用可)	被害なし
施設内の被害状況 亀裂等の発生部所、 程度等	天井 床 壁 窓ガラス 通路(階段含む) 事務機器 公用車 検査機器	損 傷 程 度	
	その他		
ライフラインの 復旧状況	電 気	異常なし _____ 月 日 (全復旧・一部復旧) ※ 使用不可 (報告日現在の状況: _____)	
	上水道	異常なし _____ 月 日 (全復旧・一部復旧) ※ 使用不可 (報告日現在の状況: _____)	
	電 話	異常なし _____ 月 日 (全復旧・一部復旧) ※ 使用不可 (報告日現在の状況: _____)	

使用可能な通信手段

電話番号	① _____	② _____	③ _____
	④ _____	⑤ _____	⑥ _____
ファックス番号	① _____ ② _____		
防災無線	電話 _____	FAX _____	
防災無線搭載車	通信 (可 ・ 不可)	稼働 (可 ・ 不可)	
インターネット	通信 (可 ・ 不可)		
携帯電話	通信 (可 ・ 不可)		
携帯メール	通信 (可 ・ 不可)		

本庁(企画管理室)報告	済	月	日
		時	分

庁舎管理者 報告	済	月	日
		時	分

郡山保健所 職員参集状況

集計日	平成 年 月 日 ()			基礎数 名(うち登庁済 名、未登庁 名、登庁不可 名)			
基準点	午前・午後 時 分現在			記入者			
氏名		職種	安否	登庁可否	登庁予定時刻	登庁時刻	登庁不可の場合の理由、その他
所長				可・否	:	:	
次長				可・否	:	:	
総務課				可・否	:	:	
				可・否	:	:	
				可・否	:	:	
				可・否	:	:	
				可・否	:	:	
				可・否	:	:	
衛生課				可・否	:	:	
				可・否	:	:	
				可・否	:	:	
				可・否	:	:	
				可・否	:	:	
				可・否	:	:	
				可・否	:	:	
				可・否	:	:	
				可・否	:	:	
				可・否	:	:	
				可・否	:	:	
				可・否	:	:	
健康増進課				可・否	:	:	
				可・否	:	:	
				可・否	:	:	
				可・否	:	:	
				可・否	:	:	
				可・否	:	:	
				可・否	:	:	
				可・否	:	:	
				可・否	:	:	
				可・否	:	:	
				可・否	:	:	
				可・否	:	:	
				可・否	:	:	
				可・否	:	:	
難病支援センター				可・否	:	:	
				可・否	:	:	
				可・否	:	:	
				可・否	:	:	
職員の被害状況	死者	名					
	負傷者	名		(内訳 重傷病者 名 中傷病者 名 軽傷病者 名 不明者 名)			
	行方不明	名					

本庁(企画管理室)報告 済 月 日 時 分

医療機関等状況確認書

医療機関等名称	病院		
状況確認日時・時刻	日 時 分		
確認者氏名	課 職氏名		
確認方法			
確認相手			

1 医療施設等々の状況(各機能に問題なければ○、問題あればその箇所を記入する。)

区分	手術機能	検査機能	病棟機能	給食機能	その他機能
(1)ほぼ計画通り可能					
(2)問題があり一部対応不能					
(3)全く対応不能					

2 職員の状況(職員区分に従って該当箇所に○を記入)

区分	医師	薬剤師	看護師等	医療技師	その他職員
(1)ほぼ計画通り可能					
(2)問題があり一部対応不能					
(3)全く対応不能					

3 その他の状況((1)の場合は○、(2)・(3)の場合はその場所等を記入)

区分		摘要
(1)ほとんど影響ない		
(2)一部対応不能		
(3)全く対応不能		

4 ライフラインの状況((1)の場合は○、(2)・(3)の場合はそれぞれ停電、供給遮断、断水等記入)

区分	電気	ガス	水	空調	その他
(1)ほとんど影響ない					
(2)一部対応不能					
(3)全く対応不能					

5 空床状況

区分	設置病床数	空床数	摘要
一般・療養病床			
結核病床			
感染症病床			
精神病床			

本庁(企画管理室)報告	済	月	日	時	分
-------------	---	---	---	---	---

避難所状況一覧

市・町	記入日	平成	年	月	日	時現在	記入者
-----	-----	----	---	---	---	-----	-----

開設避難所総数	ヶ所	受入可能 総 数	人	入所総数	人
---------	----	----------------	---	------	---

避難所所在地	避難所名		受入可能者数	入所者数	備 考	電話	
	種別	開設日					F A X

本庁（企画管理室）報告	済	月	日
-------------	---	---	---

救護所状況一覧

市・町	記入日	平成 年 月 日	時現在	記入者
-----	-----	----------	-----	-----

開設救護所総数	ヶ所	受入可能患者総数	人	患者総数	人	医療班総数	班	医師総数	人
		医療班追加要請総数	班	看護師総数	人	薬剤師総数	人	その他総数	人

救護所所在地	救護所名		運営状況	受入可能患者数 赤 黄	患者数	医療班数	医師数	電話
	種別	開設日		医療班追加要請数	看護師数	薬剤師数	その他	FAX

本庁（企画管理室）報告	済	月	日
-------------	---	---	---

状 況 報 告

奈良県郡山保健所

記入日時	平成 年 月 日 時 分	記入者氏名	
調査保健所名			
施設内の被害状況			
職員の状況	総数	名	内出勤可能者 名
執務体制の状況			

使用可能な通信手段

電話番号	①	②	③
	④	⑤	⑥
ファックス番号	①		
	②		
防災無線	電話	FAX	
防災無線搭載車	通信 (可・不可)	稼働 (可・不可)	
インターネット	通信 (可・不可)		
携帯電話	通信 (可・不可)		
携帯メール	通信 (可・不可)		

本庁(企画管理室)報告	済	月	日	時	分
-------------	---	---	---	---	---

ボランティア要請依頼書

報告者名

報告日時	
要請人員	
依頼内容	
備考	

本庁(企画管理室)依頼	済	月 時	日 分
-------------	---	--------	--------

関 係 機 関 状 況 確 認 書

報告者名 _____

情報収集日	年 月 日 時 分
関係機関	医師会 ・ 歯科医師会 ・ 薬剤師会
内 容	
備 考	

本庁(企画管理室)報告	済	月	日	時	分
-------------	---	---	---	---	---

食品営業施設被害状況調査一覧表

番号	月日	営業者名	屋号	営業の種類	営業施設の被害状況	営業状況
1	/					・営業中() ・休業中() ・不明()
2	/					・営業中() ・休業中() ・不明()
3	/					・営業中() ・休業中() ・不明()
4	/					・営業中() ・休業中() ・不明()
5	/					・営業中() ・休業中() ・不明()
6	/					・営業中() ・休業中() ・不明()
7	/					・営業中() ・休業中() ・不明()
8	/					・営業中() ・休業中() ・不明()
9	/					・営業中() ・休業中() ・不明()
10	/					・営業中() ・休業中() ・不明()
11	/					・営業中() ・休業中() ・不明()
12	/					・営業中() ・休業中() ・不明()
13	/					・営業中() ・休業中() ・不明()

避難所における食品衛生状況調査

避難所の名称		管理者	
避難所の所在地		TEL(携帯)	
		収容人数	

記入日	月 日 ()				記入者:
提供食品	品名	数量	保存方法	消費(賞味)期限	製造者・製造所所在地
食品の保管	場所			適・不適 不適事項:	
冷蔵庫	場所	庫内温度	℃	適・不適 不適事項:	
手洗消毒	場所			適・不適 不適事項:	
余剰食品	食品とその保管状況			適・不適 不適事項:	
飲用水	水道水	給水車	井戸水		
	その他:				
炊出し 有・無	炊出しの内容・衛生状況			炊出しの実施主体	
ライフライン	電気:	月 日	復旧・一部復旧	使用不可(調査日現在)	
	ガス:	月 日	復旧・一部復旧	使用不可(調査日現在)	
	水道:	月 日	復旧・一部復旧	使用不可(調査日現在)	
	その他:				
指導事項					

炊き出し施設の衛生管理ポイント

炊き出しへのご協力、お疲れ様です。

さて、気温も高くなり食中毒が起こりやすい季節になりました。

炊き出しによる食中毒を防ぐため、調理や食品の衛生管理に十分注意してください。

調理従事者の清潔、健康管理

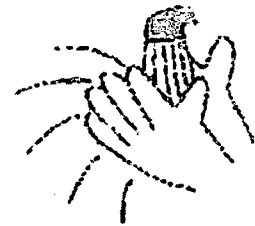
調理従事者は、清潔な服装を心がけ、できれば使い捨ての手袋、マスクの使用、三角巾等で毛髪を覆うなどをお願いします。

体調不良の方、下痢をしている方、手指にキズや化膿傷がある方は、食品や原材料に直接触れる作業に従事しないで下さい。

手洗いの励行

調理前やトイレの後はもちろん
原材料に触った後
盛り付けの前

石けんと消毒液(アルコール等)
を使用して手を洗いましょう。



調理器具の洗浄と消毒

調理器具や作業台は、使用後や作業が変わる度に、洗浄と消毒(アルコール殺菌等)を行ってください。

原材料に使用した器具をそのまま調理済みの食品用に使用しないでください。

なお、アルコールは器具の水気を除き、乾燥した状態で使用してください。

提供食品は加熱調理品

食中毒防止の点から、提供する食品は加熱調理品とし、十分に加熱してください。

施設

不衛生な場所に設置せず、防じんのために目帳、覆いなどを設けてください。

食材や使用水の管理

冷蔵又は冷凍が必要な食材は冷蔵庫又は冷凍庫で保管し、温度確認をしてください。

使用水は水道水など飲用に適する水を用意し、ふた付き容器に保管してください。

廃棄物容器・汚水容器

ふた付きで十分な容量の容器を用意してください。

広報車による食中毒発生防止アナウンス原稿

みなさん、気温、湿度が高くなり食中毒が起こりやすくなっています。（みなさん、寒い時期でもノロウイルスによる食中毒が発生しています。）食品の取扱いには十分注意してください。

◎食事の前や用便後は、よく手洗いをしましょう。水が十分に確保できない場合はウェットティッシュ等を活用するようにしましょう。

◎配給された弁当、おにぎり、菓子パンなどの賞味期限や消費期限をよく確認して早めに食べるようにしましょう。

◎配給された食品はなるべく直射日光の当たらない冷暗所等で保管しましょう。

◎加熱が可能な場合は中心部までしっかり加熱しましょう。

◎飲用水は、ペットボトル入りのミネラルウォーターか煮沸した水を飲みましょう。

◎給水車による汲み置きの水は、できるだけ当日給水されたものを使用しましょう。

食中毒の予防にはひとりひとり十分気をつけて行動しましょう。

（くりかえし）

営業施設相談及び指導・助言票

受付年月日		平成 年 月 日 () (午前・午後) 時 分	受付者職氏名	
受理方法等	方法	1 電話 2 来所 3 文書 4 その他	種別	1 施設・設備 2 ライフライン 3 その他
	区分	1 新規直接 2 他から移送 () 3 繰越 4 他へ移送 ()		
営業者		営業所所在地		
		営業者氏名	電話 ()	
相談内容				
対応年月日		平成 年 月 日 () (午前・午後) 時 分	対応者職氏名	
指導・助言事項				

避難所のみなさんへ

◆食品について

炊き出しされた食事はすみやかに召し上がってください。

又、配られた弁当やおにぎりなどは、外装に受け取った日付を記入して、できるだけ早く召し上がってください。

食べ残しは捨ててください。やむを得ず保管する場合は、日の当たらないできるだけ涼しいところに保管してください。

◆手洗いについて

食事の前や用便後には、よく手を洗いましょう。

ただし、水が使えないときはウェットティッシュなどで汚れを落としましょう。

◆食中毒について

下痢・腹痛・嘔吐などの症状を起こしたときは、すみやかに避難所の管理責任者や保健所の巡回班に報告してください。

配布後の弁当やサンドイッチ類を元に戻すのはやめましょう。

郡山保健所 衛生課

電話：0743-51-0192

FAX：0743-52-6095

飲み水の衛生について

飲み水について、以下のことに注意してください。

◆ペットボトルの水

ペットボトルが配布されている場合は、容器の破損やキャップの開きがないか確かめてなるべく衛生的なペットボトルの水を飲むようにしましょう。

◆ポリタンクにくんだ水

給水車から配給された日付をポリタンクに記入してください。

古くなった水は、飲料水に使用せず手洗い用などに利用してください。なお、やむを得ず飲料水に使用せざるを得ない場合は、一旦ふっとうさせてから使用するようにしてください。

◆水道管からの漏出水

道路の破損によりあちらこちらから水が漏れ出しています。飲用に適さない場合がありますので飲まないでください。ただし、トイレの洗浄水や洗濯などの生活用水には使用できます。

◆井戸水やわき水

井戸水やわき水をやむを得ず使用する場合は、煮沸等殺菌して飲むようにしましょう。

郡山保健所 衛生課

電話：0743-51-0192

FAX：0743-52-6095

水道施設被害状況調査一覧表

番号	月日	事業体名	概要	被災施設の概要	給水への影響	応急対策の概要
			①水道名②給水人口③吸水量	①施設名②被害規模③被害状況		
1	/		・水道・簡水・専水 ・簡専水・その他 ① ② ③	① ② ③		
2	/		・水道・簡水・専水 ・簡専水・その他 ① ② ③	① ② ③		
3	/		・水道・簡水・専水 ・簡専水・その他 ① ② ③	① ② ③		
4	/		・水道・簡水・専水 ・簡専水・その他 ① ② ③	① ② ③		
5	/		・水道・簡水・専水 ・簡専水・その他 ① ② ③	① ② ③		

生活衛生関係施設被害状況調査一覧表

番号	月日	営業者名	屋号	営業の種類	営業施設の被害状況	営業状況
1	/					・営業中() ・休業中() ・不明()
2	/					・営業中() ・休業中() ・不明()
3	/					・営業中() ・休業中() ・不明()
4	/					・営業中() ・休業中() ・不明()
5	/					・営業中() ・休業中() ・不明()
6	/					・営業中() ・休業中() ・不明()
7	/					・営業中() ・休業中() ・不明()
8	/					・営業中() ・休業中() ・不明()
9	/					・営業中() ・休業中() ・不明()
10	/					・営業中() ・休業中() ・不明()
11	/					・営業中() ・休業中() ・不明()
12	/					・営業中() ・休業中() ・不明()
13	/					・営業中() ・休業中() ・不明()

生活衛生関係施設相談及び指導・助言票

受付年月日		平成 年 月 日 () (午前・午後) 時 分	受付者職氏名		
受理方法等	方法	1 電話 2 来所 3 文書 4 その他	種 別	1 施設・設備 2 ライフライン 3 その他	
	区分	1 新規直接 2 他から移送 () 3 繰越 4 他へ移送 ()			
営 業 者		営業所所在地			
		営業者氏名	電話 ()		
相談内容					
対応年月日		平成 年 月 日 () (午前・午後) 時 分	対応者職氏名		
指導・助言事項					

ハエ・蚊・ゴキブリの対策について

～感染症の発生を予防するために～

- ◆ 避難所内では、ゴミの捨て場所を定めて、密閉のうえ保管し、ハエ、蚊、ゴキブリの発生を防止しましょう。

- ◆ 定期的に避難所全体を清掃し、食べ物や残飯などを適切に管理しましょう。

- ◆ 夏には避難所の出入り口や窓に、網戸を設置する、殺虫剤を使用するなどして防虫対策に努めましょう。なお、生ゴミの収集が滞っている場合には、土中に埋めて発生を抑えましょう

- ◆ 避難所の窓や扉を開放する場合には、ハエや蚊が侵入しないように、防虫のための網戸等を設置しましょう。

郡山保健所 衛生課

電話：0743-51-0192

FAX：0743-52-6095

放浪犬状況調査一覧表

番号	月日	届出者情報 ①氏名 ②連絡先	放浪場所	特徴				登録・注射状況 ①鑑札番号 ②注射済番号	飼い主情報 ①氏名 ②連絡先
				①種類	②名前	③性別	④大きさ		
1	/								
2	/								
3	/								
4	/								
5	/								
6	/								
7	/								
8	/								
9	/								
10	/								

獣疫衛生関係施設被害状況調査一覧表

番号	月日	営業者名	屋号	営業の種類	営業施設の被害状況	営業状況
1	/					・営業中() ・休業中() ・不明()
2	/					・営業中() ・休業中() ・不明()
3	/					・営業中() ・休業中() ・不明()
4	/					・営業中() ・休業中() ・不明()
5	/					・営業中() ・休業中() ・不明()
6	/					・営業中() ・休業中() ・不明()
7	/					・営業中() ・休業中() ・不明()
8	/					・営業中() ・休業中() ・不明()
9	/					・営業中() ・休業中() ・不明()
10	/					・営業中() ・休業中() ・不明()
11	/					・営業中() ・休業中() ・不明()
12	/					・営業中() ・休業中() ・不明()
13	/					・営業中() ・休業中() ・不明()

獣疫衛生関係施設相談及び指導・助言票

受付年月日		平成 年 月 日 () (午前・午後) 時 分	受付者職氏名		
受理方法等	方法	1 電話 2 来所 3 文書 4 その他	種 別	1 施設・設備 2 ライフライン 3 その他	
	区分	1 新規直接 2 他から移送 () 3 繰越 4 他へ移送 ()			
営業者		営業所所在地			
		営業者氏名	電話 ()		
相談内容					
対応年月日		平成 年 月 日 () (午前・午後) 時 分	対応者職氏名		
指導・助言事項					

健康相談票（世帯の代表の方用）

世帯 番号		家族 番号	1	記入日：平成 年 月 日	
代表の方の氏名				生年月日	
住所					
性別	男 ・ 女		年齢	歳	
あなたの健康状態をお尋ねします。あてはまるものに○をつけてください。					
1	次の病気にかかっていますか。 高血圧 ・ 高脂血症 ・ 糖尿病 ・ 心臓病 ・ 腎臓病 ・ 肝臓病 脳血管病 ・ 呼吸器病 ・ アレルギー ・ 自己免疫病 ・ 歯の病気 その他（ ） ・ なし				
2	お薬を処方されていますか。 はい ・ いいえ ・ はいの方 どのような病気のお薬ですか。（ ） ・ はいの方 お薬はあと何日分残っていますか。（ 日分） 月 日現在 医療機関（ ）				
3	現在、次の症状はありますか。 発熱 ・ せき ・ 頭痛 ・ 血圧の異常 ・ 吐き気 ・ おうと ・ 腹痛 下痢 ・ 便秘 ・ 食欲不振 ・ ストレス ・ 不安 ・ 睡眠不足 疲れ ・ その他（ ） ・ なし				
4	その他、健康面で気になることがあれば記載ください。				
相談年月日	血圧	体温	主 訴		対 応
対 応	① 定期的に血圧測定・検温 ② 継続フォロー：高血圧・糖尿病・メンタル・処置 その他（ ） ③ 医療チームへ引継ぎ：高血圧・糖尿病・メンタル・処置 その他（ ）				

健康相談票（代表の方以外の家族の方用）

世帯番号		家族番号		
家族の方の氏名		生年月日		
住所				
性別	男・女		年齢	歳
あなたの健康状態をお尋ねします。あてはまるものに○をつけてください。				
1	次の病気にかかっていますか。 高血圧 ・ 高脂血症 ・ 糖尿病 ・ 心臓病 ・ 腎臓病 ・ 肝臓病 脳血管病 ・ 呼吸器病 ・ アレルギー ・ 自己免疫病 ・ 歯の病気 その他（ ） ・ なし			
2	お薬を処方されていますか。 はい ・ いいえ ・ はいの方 どのような病気のお薬ですか。（ ） ・ はいの方 お薬はあと何日分残っていますか。（ 日分） 月 日現在 医療機関（ ）			
3	現在、次の症状はありますか。 発熱 ・ せき ・ 頭痛 ・ 血圧の異常 ・ 吐き気 ・ おうと ・ 腹痛 下痢 ・ 便秘 ・ 食欲不振 ・ ストレス ・ 不安 ・ 睡眠不足 疲れ ・ その他（ ） ・ なし			
4	その他、健康面で気になることがあれば記載ください。			
相談年月日	血圧	体温	主 訴	対 応
対応	① 定期的に血圧測定・検温 ② 継続フォロー：高血圧・糖尿病・メンタル・処置 その他（ ） ③ 医療チームへ引継ぎ：高血圧・糖尿病・メンタル・処置 その他（ ）			

健康相談票

氏 名

相談年月日	血圧	体温	主 訴
対 応	① 定期的に血圧測定・検温 ② 継続フォロー：高血圧・糖尿病・メンタル・処置 その他 () ③ 医療チームへ引継ぎ（高血圧・糖尿病・メンタル・処置 その他 ()		
対 応	① 定期的に血圧測定・検温 ② 継続フォロー：高血圧・糖尿病・メンタル・処置 その他 () ③ 医療チームへ引継ぎ（高血圧・糖尿病・メンタル・処置 その他 ()		
対 応	① 定期的に血圧測定・検温 ② 継続フォロー：高血圧・糖尿病・メンタル・処置 その他 () ③ 医療チームへ引継ぎ（高血圧・糖尿病・メンタル・処置 その他 ()		
対 応	① 定期的に血圧測定・検温 ② 継続フォロー：高血圧・糖尿病・メンタル・処置 その他 () ③ 医療チームへ引継ぎ（高血圧・糖尿病・メンタル・処置 その他 ()		

世帯の状況

避難所名

避難所の住所

丁目

避難しているご家族の人数（ ）人

住所：

連絡先（携帯番号等）：

家族番号	氏名	性別	生年月日	備考
1	世帯の代表の方	男・女		
2	続柄	男・女		
3	続柄	男・女		
4	続柄	男・女		
5	続柄	男・女		
6	続柄	男・女		
7	続柄	男・女		
8	続柄	男・女		

※ 続柄は、世帯の代表の方からみた関係を書いてください。

世帯番号

相談集計表

避難所名 _____

相談件数

	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日
乳幼児					
学 童					
成 人					
高齢者					
障がい者 (※再掲) 18歳以下で 医療ケア必要					
不 明					
合 計					

薬品の手渡しと説明等

	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日
かぜ薬					
胃腸薬					
熱さまシート					
湿 布					
傷テープ					
便秘薬					
坐 薬					
傷の処置					
うがい薬					
合 計					

衛生材料の配布

		月 日	月 日	月 日	月 日	月 日
子 ど も	オムツ					
	シーツ					
	おしりふき					
大 人	オムツ					
	シーツ					
	おしりふき					
	生理用品					
	ミルク					
	合 計					

相談指導一覽

(相談日

年 月 日)

様式 健-6

	氏 名	年齢	性別	主 訴	相談内容・保険指導内容	備考 (住所等)
1			男・女			
2			男・女			
3			男・女			
4			男・女			
5			男・女			
6			男・女			
7			男・女			
8			男・女			
9			男・女			
0			男・女			
1			男・女			
2			男・女			
3			男・女			
4			男・女			
5			男・女			
6			男・女			
7			男・女			
8			男・女			
9			男・女			
0			男・女			

在宅長期療養児記録票

把握日：平成 年 月 日 記入者： 所属

氏名	男・女 M・T・S・H		年 月 日生(歳)	
住所	自宅	市・町	TEL (- -)
	避難所	市・町	TEL (- -)
	仮設住宅	市・町	TEL (- -)
緊急時連絡先	氏名 続柄	TEL (- -)		
病名	医療機関名		主治医	
現在の状況				
在宅医療の現状	1:人工呼吸器 2:在宅酸素機器 3:ネブライザー	4:加湿器 5:吸引器 6:医療用具	【問題】 無・有	【問題有の場合の状況】
予備物品	アンビューパック 呼吸器回路 外部バッテリー 発動機 携帯用酸素ボンベ 酸素キャリー 延長チューブ カヌー 人工鼻 充電式吸引器 手動式吸引器 吸引カテーテル 滅菌水 消毒薬 滅菌手袋 注射器50ml 衛生材料()		無・有	
医薬品の使用状況	ステロイド剤 成分栄養剤 利尿剤 免疫抑制剤 抗アセチルコリンエステラーゼ剤 血液凝固因子製剤 抗パーキンソン病		無・有	
在宅介護の現状	訪問看護 訪問介護	通所介護 通所リハ	訪問入浴 訪問リハ	福祉用具 短期入所
補装具等の使用状況	無・有 ()		無・有 ↙ <緊急性> 無・有	
関係機関の情報				
〈その他特記事項〉				
〈今後の対応〉(問題への対応・確認を含めて)				

歯科健康相談票

様式 歯-1

世帯番号		家族番号		記入日：平成 年 月 日
氏名			生年月日	
性別	男 ・ 女		年齢	歳

◆お口の中で気になることはありますか？（はい・いいえ）

口の中の痛みや不快感	むし歯・歯が痛い・歯ぐきから血が出る・歯ぐきが腫れている 口の中が乾く・口の中がねばねばする・口内炎がある
入れ歯や噛むこと	入れ歯をなくした・入れ歯が合わない・入れ歯ケースがない 噛めない・飲み込みにくい
口臭やムセなど	口臭がある・食事中にムセる
その他、気になること	

◆歯みがきの状況

歯ブラシの有無	ある・ない
歯みがき回数	1日（ ）回 【起床時・食後（朝・昼・夜）・寝る前】
歯みがき剤の使用の有無	ある（使っている・使わない）・ない
糸付きようじの使用の有無	ある（使っている・使わない）・ない
歯間ブラシの使用の有無	ある（使っている・使わない）・ない
うがい	している・していない
入れ歯の洗浄等	している・していない

相談年月日	主訴・助言内容	ハイリスク	口腔ケア	健口体操

◆口腔ケア支援グッズの手渡しと説明

歯ブラシ・糸付きようじ・歯間ブラシ・歯みがき剤・義歯洗浄剤・義歯安定剤
キシリトールガム・薬用洗口剤・うがい薬・配布資料（口腔ケア・健口体操）

今後の対応	①定期的なお口の援助（歯みがき・入れ歯の手入れ・舌みがき・健口体操等） ②医療チームへ引継ぎ（むし歯・歯周病・義歯不適合・義歯作製・嚥下障害） その他（ ）
-------	---

歯科健康相談票

氏名 _____

相談年月日	主訴・助言内容	ハイリスク	口腔ケア	健口体操
【配布物】 歯ブラシ・糸付きようじ・歯間ブラシ・歯みがき剤・殺菌洗淨剤・殺菌安定剤・キシリトールガム・薬用洗口剤・うがい薬・配布資料（口腔ケア・健口体操）				
今後の対応	①定期的なお口の援助（歯みがき・入れ歯の手入れ・舌みがき・健口体操等） ②医療チームへ引継ぎ（むし歯・歯周病・義歯不適合・義歯作製・嚥下障害） その他（ ）			
相談年月日	主訴・助言内容	ハイリスク	口腔ケア	健口体操
【配布物】 歯ブラシ・糸付きようじ・歯間ブラシ・歯みがき剤・殺菌洗淨剤・殺菌安定剤・キシリトールガム・薬用洗口剤・うがい薬・配布資料（口腔ケア・健口体操）				
今後の対応	①定期的なお口の援助（歯みがき・入れ歯の手入れ・舌みがき・健口体操等） ②医療チームへ引継ぎ（むし歯・歯周病・義歯不適合・義歯作製・嚥下障害） その他（ ）			
相談年月日	主訴・助言内容	ハイリスク	口腔ケア	健口体操
【配布物】 歯ブラシ・糸付きようじ・歯間ブラシ・歯みがき剤・殺菌洗淨剤・殺菌安定剤・キシリトールガム・薬用洗口剤・うがい薬・配布資料（口腔ケア・健口体操）				
今後の対応	①定期的なお口の援助（歯みがき・入れ歯の手入れ・舌みがき・健口体操等） ②医療チームへ引継ぎ（むし歯・歯周病・義歯不適合・義歯作製・嚥下障害） その他（ ）			
相談年月日	主訴・助言内容	ハイリスク	口腔ケア	健口体操
【配布物】 歯ブラシ・糸付きようじ・歯間ブラシ・歯みがき剤・殺菌洗淨剤・殺菌安定剤・キシリトールガム・薬用洗口剤・うがい薬・配布資料（口腔ケア・健口体操）				
今後の対応	①定期的なお口の援助（歯みがき・入れ歯の手入れ・舌みがき・健口体操等） ②医療チームへ引継ぎ（むし歯・歯周病・義歯不適合・義歯作製・嚥下障害） その他（ ）			

歯科相談集計表

避難所名 _____

◆相談件数

	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日
乳幼児					
学 童					
成 人					
高齢者					
不 明					
合 計					

◆相談件数のうち、特別な配慮が必要な方の件数

	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日
乳幼児					
学 童					
成 人					
高齢者					
不 明					
合 計					

◆口腔ケア支援グッズの手渡しと説明

	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日
歯ブラシ					
糸付きようじ					
歯間ブラシ					
歯みがき剤					
薬用洗口剤					
義歯洗浄剤					
義歯安定剤					
キシリトール ガム					
うがい薬					
合 計					

巡回栄養相談実施報告書(栄養相談)

相談日 年 月 日() 巡回先 記入者

氏名	男・女	生年月日	歳
症状	1 腹痛 2 下痢 3 発熱 4 その他 () 5 無し		
相談項目	1 母子：離乳食・幼児食・妊産婦 2 生活習慣病：高血圧・糖尿病・心臓病・その他 () 3 難病： 4 その他の疾患 かぜ・アレルギー・その他 () 5 その他：便秘・下痢・その他 ()		
身長	cm	体重	kg
		BMI	BP
身体状況：			
服薬状況：			
食習慣等の状況	朝食：		評価：
	昼食：		
	夕食：		
	間食：		目標：
	その他の習慣等：		
指導内容			
その他特記事項			
指導結果	1 継続指導 2 一時指導 3 医療機関紹介()		

	指 導 内 容			
年 月 日 (記入者:)	身長	cm	体重	kg BMI BP /
年 月 日 (記入者:)	身長	cm	体重	kg BMI BP /
年 月 日 (記入者:)	身長	cm	体重	kg BMI BP /
年 月 日 (記入者:)	身長	cm	体重	kg BMI BP /
年 月 日 (記入者:)	身長	cm	体重	kg BMI BP /
年 月 日 (記入者:)	身長	cm	体重	kg BMI BP /
年 月 日 (記入者:)	身長	cm	体重	kg BMI BP /
備 考				

避難所等栄養相談連名簿

平成 年 月 日			巡回先()		担当者()		No
	氏 名	年齢	性別	主な疾患	相談内容・問題点	指導内容	要継続 は○
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							

巡回栄養相談実施報告書

()避難所 ・ 仮設住宅 ・ ()地区
 平成 年 月 日() 記入者 ()

相談 件 数	相 談 内 容										備 考	
	母 子		生活習慣病			疾 患			その他			
	離乳食・幼児食	妊産婦・授乳婦	高血圧	糖尿病	その他	かぜ	慢性疾患	その他	便秘	下痢		その他
〈相談内容・対応・問題点〉												

※ 相談内容は重複計上可

()避難所 ・ 仮設住宅 ・ ()地区
 平成 年 月 日() 記入者 () 所 属()

相談 件 数	相 談 内 容										備 考	
	母 子		生活習慣病			疾 患			その他			
	離乳食・幼児食	妊産婦・授乳婦	高血圧	糖尿病	その他	かぜ	慢性疾患	その他	便秘	下痢		その他
〈相談内容・対応・問題点〉												

※ 相談内容は重複計上可

避難所の食事状況

避難所名 _____

記入日 年 月 日 記入者 (_____)

避難者数	_____人(内、高齢者_____人、乳児_____人、幼児_____人、障害者_____人)		
食事回数	_____回/日 (内、炊き出し_____回) 自炊・外部の炊き出し		
制限食(栄養管理)が必要な人数	糖尿病_____人	腎臓病_____人(透析_____人)	高血圧_____人
	離乳食_____人	嚥下困難者_____人	アレルギー_____人
食事環境	適・否	食事スペース(食堂) 有・無	
ライフライン	電気:可・不可 水道:可・不可 ガス:可・不可		
食事内容	1日のメニュー	朝食	昼食
	主食 {		夕食 }
	主菜 {		}
	副菜 {		}
	汁物 {		}
	その他 {		}
	問題点:		
食材・支援物資	充足・不足	不足食品_____	
調理器具	充足・不足	不足器具_____	
調理施設の衛生管理	衛生管理:適・否		
特記・申し送り事項			

結核治療患者個人相談票

氏名:	男・女	M. T. S. H	年	月	日生(歳)
住所(自宅):	連絡先:				
(避難所):	連絡先:				
疾患名(結核):	医療機関名:	主治医:			
治療開始年月日:	年	月	日	治療開始時の状況: ガフキー 号 (入院・通院)	
合併症: 糖尿病・低肺機能・肝障害・高血圧・手術歴()・その他()					

相談日	月	日()	記録者	(面談・電話・訪問・その他)		
バイタルサイン	体温	°C	脈拍	回/分	血圧	/ mmHg
治療薬:	INH・REP・EB・PZA・SM・CS・TH・その他()					
服薬状況:	規則的・不規則的	残薬:	日分	次回受診予定日:	月	日
症状:	無・有 咳(いつから)・痰・発熱・胸痛・食欲不振・倦怠感・その他()					
副作用:	無・有 食欲不振・嘔気・皮疹・関節痛・視力障害・その他()					
その他の状況:						
問題点:			指導事項:			
今後の計画	次回対応時期:			(面談・電話・訪問・その他)		

相談日	月	日()	記録者	(面談・電話・訪問・その他)		
バイタルサイン	体温	°C	脈拍	回/分	血圧	/ mmHg
治療薬:	INH・REP・EB・PZA・SM・CS・TH・その他()					
服薬状況:	規則的・不規則的	残薬:	日分	次回受診予定日:	月	日
症状:	無・有 咳(いつから)・痰・発熱・胸痛・食欲不振・倦怠感・その他()					
副作用:	無・有 食欲不振・嘔気・皮疹・関節痛・視力障害・その他()					
その他の状況:						
問題点:			指導事項:			
今後の計画	次回対応時期:			(面談・電話・訪問・その他)		

有症状者連絡票

確認日時	平成 年 月 日 () 時 分 現在
該当市町村名	
発生場所(避難所)	自宅・()避難所・その他()
報告者所属・氏名	.
対応者氏名	
有症状者氏名	計 名 (男姓 名・女性 名)

【有症状「有」の場合】

相談日時	月 日() 時 分 (面接・電話・訪問・その他)	対応者:
氏名	男・女	M. T. S. H 年 月 日生(歳)
住所	(自宅):	連絡先:
	(避難所):	連絡先:
症状	咳(いつから)・痰・発熱・胸痛・食欲不振・倦怠感・その他()	
既往歴	結核・糖尿病・ステロイド剤使用・手術歴(年 月頃・内容)	
	肺機能障害・その他()	
バイタルサイン	体温 °C	脈拍 回/分 血圧 / mmHg
対応	経過観察・医療機関紹介・保健所来所()・その他()	
その後の状況	年 月 日 ()	
	記録者:	

相談日時	月 日() 時 分 (面接・電話・訪問・その他)	対応者:
氏名	男・女	M. T. S. H 年 月 日生(歳)
住所	(自宅):	連絡先:
	(避難所):	連絡先:
症状	咳(いつから)・痰・発熱・胸痛・食欲不振・倦怠感・その他()	
既往歴	結核・糖尿病・ステロイド剤使用・手術歴(年 月頃・内容)	
	肺機能障害・その他()	
バイタルサイン	体温 °C	脈拍 回/分 血圧 / mmHg
対応	経過観察・医療機関紹介・保健所来所()・その他()	
その後の状況	年 月 日 ()	
	記録者:	

避難所生活における感染管理上のリスクアセスメント

様式感-3

平成 年 月 日

市 町 村 名 _____
 避 難 所 名 _____
 大 体 の 人 数 _____ 人
 記 載 者 (所 属 名) _____
 (職 種) _____ (氏 名) _____
 利用可能な医療機関(ある場合) _____
 (連絡先) _____

避難所の形態				
1	ホールなどに大人数が収容されている	ある		ない
2	教室や部屋など、個別に収容する部屋がある	ある		ない
3	各家族同士の距離は、1m以上離れている。 (成人男性の腕の長さは約70cm、足の大きさは約25cm)	ある	不十分	ない
避難者の年齢構成 (小児、高齢者についてはおおまかでよい)				
4	小児(5歳以下)	約		(%・人)
5	高齢者(65歳以上)	約		(%・人)
6	妊婦			人
7	乳児(1歳未満)			人
手指衛生				
8	水道水が復旧している	している		していない
汚物処理				
9	トイレは水洗で自動に流すことができる	できる	不十分	できない
10	トイレの清掃	できる	不十分	できない
11	おむつなどの廃棄場所が決められている	できる	不十分	できない
食品管理について				
12	調理者の手指衛生が可能	できる	不十分	できない
13	調理器具を洗うことができる	できる	不十分	できない
14	人数分のはし、コップ、皿などの食器類	ある	不十分	ない
15	食器類を洗うことができる	できる	不十分	できない
換気について				
16	換気扇や空調設備による換気が可能	できる	不十分	できない
17	構造上、避難場所の窓を開けることができる	できる	不十分	できない
体調管理について				
18	避難者の健康状態を統括して把握している人がいる (担当者、所属: _____ 氏名: _____)	している		していない
19	外部との連絡手段(電話・携帯)がある	ある		ない
物品の確保状況				
20	石けん(液体・固形)	ある	不十分	ない
21	速乾性アルコール手指消毒薬	ある	不十分	ない
22	マスク	ある	不十分	ない
23	消毒薬(次亜塩素酸:ハイターなど)	ある	不十分	ない
24	体温計	ある	不十分	ない
罹患状況				
25	発熱者(37.5℃以上を目安とする)	いる(現在	人、計	人) いない
26	呼吸器症状(咽頭痛、咳、痰など)を有する方	いる(現在	人、計	人) いない
27	消化器症状(嘔吐、下痢など)を有する方	いる(現在	人、計	人) いない
28	発疹を有する方	いる(現在	人、計	人) いない
要介護・要援護の状況				
29	身体介護を要する方	いる(現在	人)	いない
30	認知症状のある方	いる(現在	人)	いない
31	身体障害で援護を要する方	いる(現在	人)	いない
32	知的障害で援護を要する方	いる(現在	人)	いない
33	精神疾患を抱え、服薬中の方	いる(現在	人)	いない
その他の特記事項				

精神保健の相談票 (避難所名)

相談日:平成 年 月 日 記入者: (所属)

フリガナ 氏名	男・女	M・T・S・H	年 月 日生(歳)
住 所	(自 宅)	市・町	TEL ()
	(避難所)	市・町	TEL ()
	(仮設住宅)	市・町	TEL ()
緊急時 連絡先	氏名: 続柄 TEL: ()		
〈相談経路〉	住民・市町村・警察・その他()		家族状況
〈相談内容〉			
既往歴			
現 症	病 名: 医療機関名: 現在の治療状況:		主治医: (継続・中断)
〈現在の状態〉服薬			
〈関係機関からの情報〉			
〈面接時の状況〉			
〈今後の対応等〉(一時指導 ・ 継続指導 ・ 医療機関紹介 ・ 医療機関入院)			
紹介・入院医療機関名:		主治医:	
〈特記事項〉			

相談支援記録票

年 月 日

市町村名()
 記録の所属()
 記録者氏名()

NO.	性別 年齢	男・女 歳	支援 対象者	避難所住民(避難所:) その他の住民 支援者 その他
相談に来た人		本人・本人以外(男・女 歳)		
相談経路		自発的・ 紹介(市町村・その他)		
対応場所		避難所・自宅・その他()		
相談形式		個別相談・集団・電話・その他()		
主訴	不眠・睡眠障害 不安・恐怖 イライラ 無気力 不穏 幻覚・妄想 食欲不振 集中困難 抑うつ気分 アルコール問題 その他()			
対応	助言 診療(処方あり・処方なし) 要フォロー (・経過観察 ・個別支援 ・医療 ・関係機関) その他			
特記事項				

相談支援記録票

年 月 日

市町村名()
 記録の所属()
 記録者氏名()

NO.	性別 年齢	男・女 歳	支援 対象者	避難所住民(避難所:) その他の住民 支援者 その他
相談に来た人		本人・本人以外(男・女 歳)		
相談経路		自発的・ 紹介(市町村・その他)		
対応場所		避難所・自宅・その他()		
相談形式		個別相談・集団・電話・その他()		
主訴	不眠・睡眠障害 不安・恐怖 イライラ 無気力 不穏 幻覚・妄想 食欲不振 集中困難 抑うつ気分 アルコール問題 その他()			
対応	助言 診療(処方あり・処方なし) 要フォロー (・経過観察 ・個別支援 ・医療 ・関係機関) その他			
特記事項				

こころのケアチーム活動日誌

記録者氏名 活動日 年 月 日	天候等 活動時間
-------------------------------	-------------

		男 (人)	女 (人)	合計 (人)
相談件数	助言			
	診療			
	処方あり			
	処方なし			
	要フォロー			
	経過観察			
	個別支援			
	医療			
	関係機関			
	その他			
	計			

活動内容(場所・時間・相談内容等)

特記事項(使用物品・不足物品・使用金額等)

引継ぎ事項や計画等

チームの班 名簿

医師:

看護師:

PSW:

事務:

難病患者票

把握日:平成 年 月 日 記入者: 所属

氏名	男・女 M・T・S・H		年 月 日生(歳)	
住所	自宅	市・町	TEL (- -)
	避難所	市・町	TEL (- -)
	仮設住宅	市・町	TEL (- -)
緊急時連絡先	氏名 続柄	TEL (- -)	
病名	医療機関名		主治医	
現在の状況				
日常生活における自立度 J1・J2・A1・A2・B1・B2・C1・C2 要介護度 自立・要支援 介護度1 2 3 4 5				
在宅医療の現状	1:人工呼吸器	4:加湿器	【問題】 無・有	【問題有の場合の状況】
	2:在宅酸素機器	5:吸引器		
	3:ネブライザー	6:医療用具		
予備物品	アンビューパック 呼吸器回路 外部バッテリー 発動機 携帯用酸素ボンベ 酸素キャリー 延長チューブ カスラ 人工鼻 充電式吸引器 手動式吸引器 吸引カテーテル 滅菌水 消毒薬 滅菌手袋 注射器50ml 衛生材料()		無・有	
医薬品の使用状況	ステロイド剤 成分栄養剤 利尿剤 免疫抑制剤 抗アセチルコリンエステラーゼ剤 血液凝固因子製剤 抗パーキンソン病		無・有	
在宅介護の現状	訪問看護	通所介護	訪問入浴	福祉用具
	訪問介護	通所リハ	訪問リハ	短期入所
補装具等の使用状況	無・有 ()		無・有 ↓ <緊急性> 無・有	
関係機関の情報				
〈その他特記事項〉				
〈今後の対応〉(問題への対応・確認を含めて)				

本報告係根據本會所屬之「臺灣省教育行政人員研習班」之研習資料，經整理而成。其內容包括：教育行政概論、教育行政之發展、教育行政之組織、教育行政之實施、教育行政之改進等。本報告之編纂，旨在為教育行政人員提供參考，並作為研習班之教材。本報告之編纂，旨在為教育行政人員提供參考，並作為研習班之教材。

VIII 参 考

1. 教育行政概論

2. 教育行政之發展

3. 教育行政之組織

4. 教育行政之實施

5. 教育行政之改進

6. 教育行政之改進

7. 教育行政之改進

8. 教育行政之改進

9. 教育行政之改進

10. 教育行政之改進

11. 教育行政之改進

12. 教育行政之改進

13. 教育行政之改進

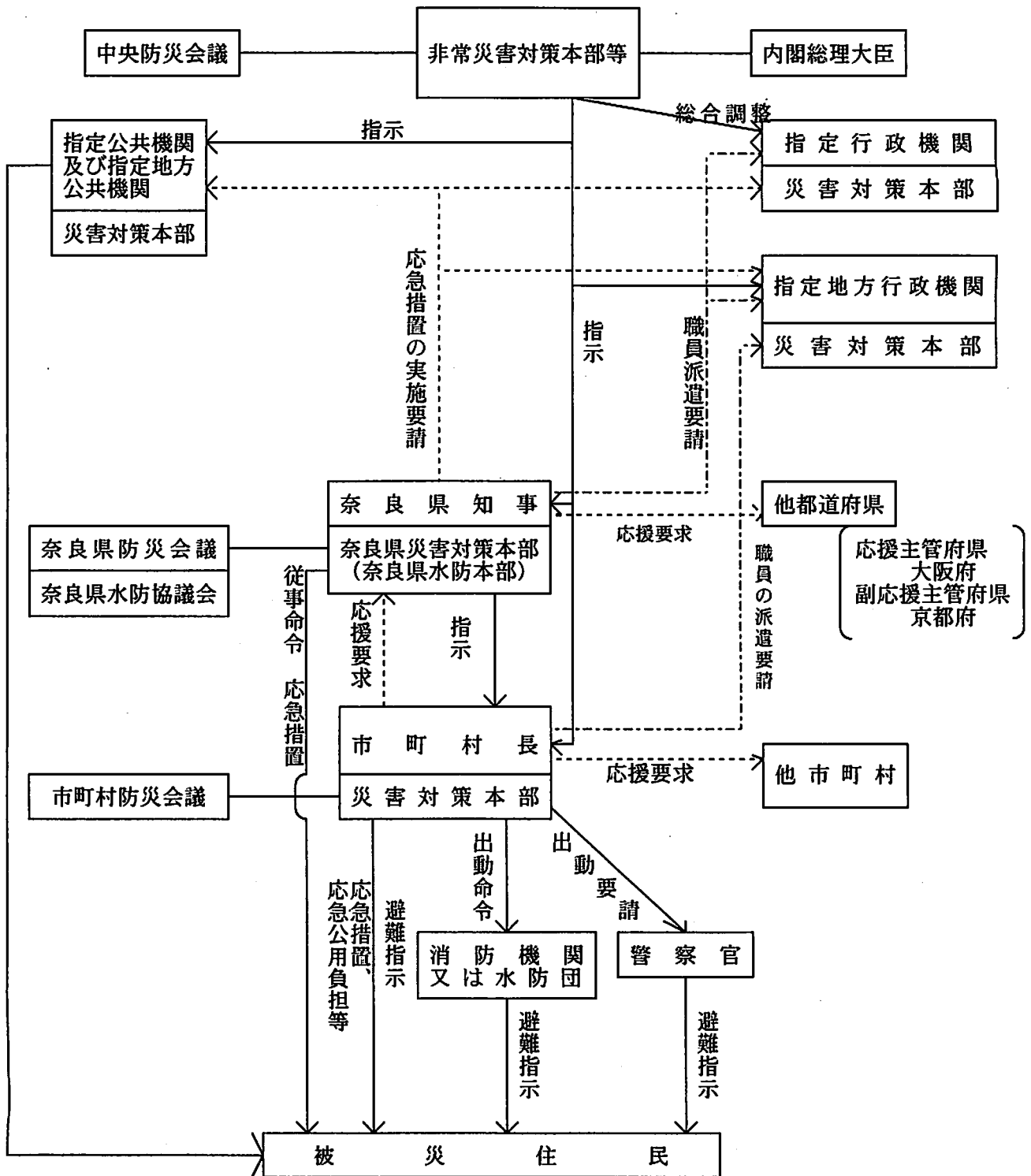
14. 教育行政之改進

15. 教育行政之改進

奈良県災害対策系統図

県・市町村は、防災の推進を図る必要がある場合には、応急対策を総合的に推進する中心的な組織である災害対策本部をできる限り速やかに設置し、活動体制を確立する。

また、各防災関係機関(災害応急対策責任者)は、それぞれの災害対策本部等を設置し、災害の拡大を防止するための活動体制を確立したうえで応急対策活動を実施する。



奈良県難病相談支援センターの対応業務

1 平常時からの準備事項

(1) 特定非営利活動法人奈良難病連や患者団体等との連携

- ① 特定非営利活動法人奈良難病連や患者団体等より難病患者状況を把握する。
- ② 災害時の対応について話し合う機会を持ち奈良難病連や患者団体等が準備しておくように啓発する。

(2) 情報の収集と提供

- ① 保健所が作成し重症難病患者台帳のデータファイルは毎年更新されるので新しいものを保管しておく。
- ② 県の災害時必要物品の供給体制や連絡先を把握し、保管しておく。
- ③ 奈良県難病相談支援センターのホームページを活用して情報を発信する。

2 災害時における在宅重症難病患者の支援体制

(1) 災害直後～2日後

① 難病情報収集と情報提供

奈良難病連や患者団体等より重症難病患者の被災状況を収集すると共に、県災害対策本部難病班と連携をとり重症難病患者の医療の確保に関する情報や、医療機器を使用する重症難病患者への電力供給情報等を入手した場合は保健所へ情報提供を図る。

② 災害時における医療品等必要物資の確保情報の把握

県災害対策本部難病班より重症難病患者に必要な医薬品等必要物資の確保及び供給状況を把握し、奈良難病連・患者団体等に情報提供を図る。

(2) 災害3日後～

① 情報提供

難病相談支援センターのホームページを活用し、災害時受け入れ医療機関等難病情報を発信する。

※奈良県難病災害時在宅重症難病患者支援マニュアル（平成21年3月）より抜粋